

目 次

平成22年度税制改正の主な内容	1
1 個人所得課税税制	15
1. 扶養控除の改正	16
2. 生命保険料控除の改組	17
3. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設	20
4. 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の延長・廃止	21
5. 譲渡益課税の対象となる公社債の範囲の拡充	22
6. 上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の拡充	23
7. 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の拡充	23
8. オリンピックメダリストに対する金品の非課税措置における対象交付団体の拡充	24
9. 小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者に対する措置	25
10. 中小企業退職金共済制度の加入対象者に対する措置	26
11. 確定拠出年金制度の拡充	27
12. 子ども手当の非課税措置	28
13. 高校の実質無償化等に伴う非課税措置	29
14. 児童扶養手当の非課税措置	29
15. 求職者支援給付の非課税措置	30
16. 失業等給付の非課税措置	30
17. 肝機能障害を有する者に対する措置	31
(参考1) 保険法の制定に伴う生命保険契約及び損害保険契約の範囲の明確化	32
(参考2) 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の廃止	32
.....	32
(参考3) 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例の廃止	32
2 資産課税税制	33
1. 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正	34
2. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長	34
3. 特定居用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長	35
4. 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正	35

5. 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の改正	36
6. 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の改正	37
7. 定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価の改正	38
8. 相続税の障害者控除の改正	39
9. みなし相続財産の拡充	39
10. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の改正	40
3 法人課税税制	41
1. 100% グループ内法人間の取引等に係る税制の導入	42
2. 資本に関係する取引等に係る税制の改正	44
3. 清算所得課税の廃止	46
4. 連結納税制度の改正	47
5. 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度の廃止	48
6. 交際費等の損金不算入制度の延長	49
7. 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の延長	50
8. 中小企業投資促進税制の適用期限の延長	51
9. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長	52
10. 中小企業等基盤強化税制の拡充	53
11. 試験研究費に係る税額控除の特例の延長	54
(参考 1) 情報基盤強化税制の廃止	56
(参考 2) 地震防災対策用資産の特別償却制度の廃止	56
(参考 3) 優良賃貸住宅の割増償却制度における中心市街地優良賃貸住宅に係る措置の廃止	56
4 國際課税税制	57
1. 外国子会社合算税制等の改正	58
2. 移転価格税制の改正	59
3. 振替国債等の利子等及び民間国外債等の利子等の課税の特例の改正	59
5 消費課税税制	63
1. ガソリン等に係る税の改正	64
2. 自動車重量税の改正	64
3. 自動車取得税の改正	68
4. 自動車税の特例措置の延長	70
5. たばこ税の改正	71
6. 消費税の仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化	72

平成22年度税制改正の主な内容

1個人所得課税税制

改正の内容	適用時期
1 扶養控除の改正 (所得税) ① 年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の者）に係る扶養控除が廃止されます。 ② 特定扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者）のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分が廃止されます。 ③ 同居特別障害者加算の特例措置について、特別障害者控除の額に35万円を加算する措置に改められます。 (個人住民税) ① 年少扶養親族に係る扶養控除が廃止されます。 ② 特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分が廃止されます。 ③ 同居特別障害者加算の特例措置について、特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に改められます。	(所得税) 平成23年分以後に適用。 (個人住民税) 平成24年度分以後に適用。
2 生命保険料控除の改組 (所得税) 生命保険料控除を改組し、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除とは別枠で、介護医療保険料控除が創設され、生命保険料控除の合計適用限度額が12万円とされます。 (個人住民税) 生命保険料控除を改組し、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除とは別枠で、介護医療保険料控除が創設され、生命保険料控除の合計適用限度額が7万円とされます。	(所得税) 平成24年分以後に適用。 (個人住民税) 平成25年度分以後に適用。
3 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設 (所得税・個人住民税) 平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が導入されます。	(所得税・個人住民税)ともに平成24年1月1日以後に適用。
4 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の延長・廃止 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成22年12月31日まで適用する措置を講じた上、廃止されます。	平成22年12月31日までの自己の株式の公開買付けに適用され、同日をもって廃止。

平成22年度税制改正の主な内容

5 謙渡益課税の対象となる公社債の範囲の拡充 謙渡による所得が課税対象となる公社債の範囲に、利子が支払われない公社債が追加されます。	平成22年4月1日以後に行う謙渡に適用。
6 上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の拡充 ① 上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、内国法人等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配が追加されます。 ② 居住者等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額が、株式等謙渡所得等の収入金額とみなして課税されるとともに、株式等証券投資信託等の償還金等の支払調書等の対象とされます。	①は、平成22年6月1日以後に適用。 ②は、平成22年4月1日以後に適用。
7 特定口座内保管上場株式等の謙渡等に係る所得計算等の特例等の拡充 特定口座内保管上場株式等の謙渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲が拡充されます。	平成22年4月1日以後に適用。
8 オリンピックメダリストに対する金品の非課税措置における対象交付団体の拡充 (所得税・個人住民税) オリンピックメダリストに対して各競技団体が交付する金品について非課税とされます。	(所得税) 平成22年分以後に適用。 (個人住民税) 平成23年度分以後に適用。
9 小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者に対する措置 (所得税・個人住民税) 小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者については、その共同経営者が支払った掛金の全額が所得控除の対象とされます。	(所得税・個人住民税)とともに小規模企業共済制度に係る所要の法律改正の日以後に適用。

<p>10 中小企業退職金共済制度の加入対象者に対する措置 (所得税・法人税・個人住民税)</p> <p>中小企業退職金共済制度の加入対象者に追加される同居親族のみを雇用する事業の従業員及びその従業員に係る事業主の事業主掛金については、事業主の所得の金額の計算上、必要経費に算入されます。</p>	(所得税・法人税・個人住民税) のいずれも中小企業退職金共済制度に係る所要の省令改正の日以後に適用。
<p>11 確定拠出年金制度の拡充 (所得税・個人住民税)</p> <p>確定拠出年金制度について、企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金について、その全額が所得控除の対象とされます。</p>	(所得税・個人住民税) とともに確定拠出年金制度に係る所要の法律改正の日以後に適用。
<p>12 子ども手当の非課税措置 (所得税・個人住民税)</p> <p>子ども手当については、所得税及び個人住民税を課さないこととされます。</p>	(所得税・個人住民税) とともに平成22年4月1日以後に適用。
<p>13 高校の実質無償化等に伴う非課税措置 (所得税・個人住民税)</p> <p>高等学校等就学支援金については、所得税及び個人住民税を課さないこととされます。</p>	(所得税・個人住民税) とともに平成22年4月1日以後に適用。
<p>14 児童扶養手当の非課税措置 (所得税・個人住民税)</p> <p>父子家庭に支給されることとなる児童扶養手当及び一部支給停止制度の廃止により支給されることとなる児童扶養手当については、所得税及び個人住民税を課さないこととされます。</p>	(所得税・個人住民税) とともに児童扶養手当に係る所要の法律改正の日以後に適用。

平成22年度税制改正の主な内容

15 求職者支援給付の非課税措置 (所得税・個人住民税) 求職者支援給付については、所得税及び個人住民税を課さないこととされます。	(所得税・個人住民税)とともに平成22年4月1日以後に適用。
16 失業等給付の非課税措置 (所得税・個人住民税) 新たに雇用保険制度の対象となる者が支給を受ける失業等給付については、所得税及び個人住民税を課さないこととされます。	(所得税・個人住民税)とともに平成22年4月1日以後に適用。
17 肝機能障害を有する者に対する措置 (所得税・法人税・相続税・贈与税・印紙税・地価税・国税徴収・個人住民税・事業税・固定資産税・不動産取得税・事業所税) 新たに身体障害者手帳の交付対象者とされる肝機能障害を有する者について、障害者控除の対象とするなど、現行の障害者に対する税制上の措置が適用されます。	各税目ともに平成22年4月1日以後に適用。

2 資産課税制

改正の内容	適用時期
1 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正 (所得税・個人住民税) 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用要件を追加した上、その適用期限が2年間延長されます。	(所得税・個人住民税)とともに平成23年12月31日までに行う居住用財産の譲渡に適用。
2 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長 (所得税・個人住民税) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年間延長されます。	(所得税・個人住民税)とともに平成23年12月31日まで延長。
3 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長 (所得税・個人住民税) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年間延長されます。	(所得税・個人住民税)とともに平成23年12月31日まで延長。

<p>4 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正</p> <p>直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額が引き上げられます。</p>	<p>平成22年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税に適用され、平成23年12月31日まで延長。</p>
<p>5 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の改正</p> <p>住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例について、特別控除の上乗せ（現行1,000万円）の特例が廃止され、特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例の適用期限が2年間延長されます。</p>	<p>平成22年1月1日以後に贈与を受けた場合に適用され、平成23年12月31日まで延長。</p>
<p>6 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の改正</p> <p>小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（現行200m²まで50%減額）が適用対象から除外されます。</p>	<p>平成22年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する小規模宅地等に係る相続税に適用。</p>

平成22年度税制改正の主な内容

7 定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価の改正 定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価については、解約返戻金相当額等とされます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 紹付事由が発生している定期金に関する権利の評価額は、次のうちいづれか多い金額 <ul style="list-style-type: none"> イ 解約返戻金相当額 ロ 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合は、その一時金相当額 ハ 予定利率等を基に算出した金額 ② 紹付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額は、原則として、解約返戻金相当額 	①は、平成22年4月1日から平成23年3月31日の間に締結した契約に関する権利をその間に取得した場合及び平成23年4月1日以後の、相続、遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税に適用。 ②は、平成22年4月1日以後の相続、遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税に適用。
8 相続税の障害者控除の改正 相続税の障害者控除について、控除額の算出に用いる年数を相続人等が85歳（現行70歳）に達するまでの年数とされます。	平成22年4月1日以後の相続又は遺贈に係る相続税に適用。
9 みなし相続財産の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ① 小規模企業共済制度の加入対象者に共同経営者が追加された場合において、その共同経営者の死亡に伴い支給を受ける一時金について、相続税法上のみなし相続財産とされます。 ② 中小企業退職金共済制度の加入対象者として同居親族のみを雇用する事業の従業員等が追加された場合において、その同居親族のみを雇用する事業の従業員等の死亡に伴い支給を受ける一時金について、相続税法上のみなし相続財産とされます。 	①は、小規模企業共済制度に係る所要の法律改正の日以後に適用。 ②は、中小企業退職金共済制度に係る所要の省令改正の日以後に適用。

<p>10 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納稅猶予制度の改正</p> <p>非上場株式等に係る相続税・贈与税の納稅猶予制度について、同制度が適用されない一定の法人の株式等を会社を通じて保有する場合における認定要件の明確化が図られます。</p>	<p>平成22年4月1日以後の相続又は遺贈に係る相続税に適用。</p>
--	-------------------------------------

3 法人課税税制

改正の内容	適用時期
<p>1 100%グループ内法人間の取引等に係る税制の導入</p> <p>① 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等に係る譲渡損益については、グループ外に移転等のときにその譲渡損益を計上することとされます。</p> <p>② 100%グループ内の法人間の非適格株式交換等が、非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度の対象から除外されます。</p> <p>③ 100%グループ内の内国法人間の寄附金については、支出法人において全額損金不算入とされるとともに、受領法人において全額益金不算入とされます。</p> <p>④ 100%グループ内の内国法人間の現物配当（みなし配当を含みます。）については、譲渡損益の計上を繰り延べる等の措置が講じられます。</p> <p>⑤ 100%グループ内の内国法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益を計上しないこととされます。</p> <p>⑥ 内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に未処理欠損金額等があるときは、一定の要件を満たせば、その株主である内国法人の欠損金額とみなされます。</p> <p>⑦ 100%グループ内の内国法人からの受取配当について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しないこととされます。</p> <p>⑧ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る中小企業向け特例措置については、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子法人には適用しないこととされます。</p>	<p>①から⑥は、平成22年10月1日以後に適用。</p> <p>⑦から⑧は、平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用。</p>

平成22年度税制改正の主な内容

2 資本に関する取引等に係る税制の改正 <ul style="list-style-type: none"> ① 自己株式として取得されることを予定して取得した株式が自己株式として取得された際に生ずるみなし配当については、受取配当等の益金不算入制度を適用しないこととされます。 ② 適格合併を行った際に繰越欠損金の利用が制限される措置について、適用除外範囲が拡大されます。 	①は、平成22年10月1日以後に取得する株式に係る配当等の額に適用。 ②は、平成22年10月1日以後に合併が行われる場合に適用。
3 清算所得課税の廃止 清算所得課税が廃止され、通常の所得課税に移行されます。	平成22年10月1日以後の解散から適用。
4 連結納税制度の改正 連結子法人のその開始又は加入前に生じた欠損金額が、その個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に追加されます。	平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用。
5 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度の廃止 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度について、廃止されます。	平成22年4月1日以後に終了する事業年度から不適用。
6 交際費等の損金不算入制度の延長 交際費等の損金不算入制度の適用期限が2年間延長されるとともに、中小企業に係る損金算入の特例の適用期限が2年間延長されます。	平成24年3月31日まで延長。
7 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の延長 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限が2年間延長されます。	平成24年3月31日まで延長。
8 中小企業投資促進税制の適用期限の延長 (法人税・所得税) 中小企業投資促進税制の適用期限が2年間延長されます。	(法人税・所得税)とともに平成24年3月31日まで延長。

<p>9 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長 (法人税・所得税) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年間延長されます。</p>	(法人税・所得税)とともに平成24年3月31日まで延長。
<p>10 中小企業等基盤強化税制の拡充 (法人税・所得税) 中小企業等基盤強化税制を拡充し、中小企業による情報基盤強化設備等の取得に係る措置が追加されます。</p>	(法人税・所得税)とともに平成22年4月1日以後に取得されるものから適用。
<p>11 試験研究費に係る税額控除の特例の延長 (法人税・所得税) 試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）を選択適用できる制度の適用期限が2年間延長されます。</p>	(法人税) 平成22年4月1日から平成24年3月31日までに開始した事業年度に適用。 (所得税) 平成24年分まで延長。

4 国際課税税制

改正の内容	適用時期
<p>1 外国子会社合算税制等の改正 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準が20%以下（現行25%以下）に引き下げられ、また、外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合要件が10%以上（現行5%以上）に引き上げられます。</p>	特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用。
<p>2 移転価格税制の改正 移転価格課税について、独立企業間価格の算定及び検証に当たり、国外関連者との間の取引価格の交渉過程等の検討を要する場合に特に留意すべき事項等が運用において明確化されます。</p>	平成22年4月1日以後に適用。

平成22年度税制改正の主な内容

3 振替国債等の利子等及び民間国外債等の利子等の課税の特例の改正 (所得税・法人税)	
① 非居住者等が受け取る振替国債等の利子等の非課税措置が創設されます。	①は、平成22年6月1日以後に適用。 ②は、適用期限（平成22年3月31日）が撤廃。
② 非居住者等が受け取る民間国外債等の利子等の非課税措置について適用期限が撤廃され、恒久化されます。	

5 消費課税税制

改正の内容	適用時期
1 ガソリン等に係る税の改正 撥発油税、地方撹発油税及び軽油引取税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止するとともに、撹発油税、地方撹発油税については、現在の税率水準を維持することとし、軽油引取税についても、現在の税率水準を維持することとされます。ただし、国民の生活を守るために、原油価格の異常な高騰が続いた場合には、ガソリン及び軽油について本則税率を上回る部分の課税を停止できるような法的措置が講じられます。	平成22年4月1日以後に適用。
2 自動車重量税の改正 自動車重量税に係る現行の10年間の暫定税率を廃止するとともに、当分の間、本則税率が適用されます。	平成22年4月1日以後に適用。
3 自動車取得税の改正 自動車取得税に係る現行の10年間の暫定税率を廃止するとともに、当分の間、現在の税率水準が維持されます。	平成22年4月1日以後に適用。
4 自動車税の特例措置の延長 環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置が、軽減対象の見直しを行った上で2年間延長されます。	平成22年度以後の年度分に適用。
5 たばこ税の改正 たばこ税の税率が引き上げられます。	平成22年10月1日以後に適用。

<p>6 消費税の仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化</p> <p>調整対象固定資産を取得した場合には、その取得があった課税期間を含む3年間は、引き続き事業者免税点制度が適用されないとされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業者免税点制度の適用の見直し <ul style="list-style-type: none"> イ 課税事業者を選択することにより、事業者免税点制度の適用を受けうこととした事業者の当該選択の強制適用期間 ロ 資本金1,000万円以上の新設法人につき、事業者免税点制度を適用しないこととされる設立当初の期間 ② 簡易課税制度の適用の見直し <ul style="list-style-type: none"> ①により、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととされた課税期間については、簡易課税制度の適用を受けられることとされます。 	<p>①イは、平成22年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者の同日以後開始する課税期間から適用。</p> <p>①ロは、平成22年4月1日以後設立された法人に適用。</p> <p>②は、平成22年4月1日以後開始する課税期間から適用。</p>
---	--

6市民公益税制（寄附税制）

改正の内容	適用時期
<p>1 認定NPO法人に係る措置</p> <p>国税庁が行う特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の認定審査について、2回目以降の認定は、原則として、書面審査により行うこととし、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととされます。</p>	平成22年4月1日以後に適用。
<p>2 所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げ</p> <p>寄附金控除の適用下限額が2,000円（現行5,000円）に引き下げられます。</p>	平成22年分以後の所得税に適用。

7納稅環境整備・その他の改正

改正の内容	適用時期
<p>1 租税に関する罰則の改正</p> <p>課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、租税に関する罰則が強化されます。</p>	平成22年6月1日以後にした違反行為に適用。

平成22年度税制改正の主な内容

2 調書制度の改正 ① 先物取引に関する支払調書制度等の対象となる取引に次の取引が追加されます。 イ 商品先物取引法に規定する取引 ロ 金融商品取引法に規定する取引 ② 信託の受託者等がその信託の受益者等に対して交付するオープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書及び配当等とみなす金額に関する支払通知書の交付期限が延長されます。	①イは、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日以後に行われる差金等決済に適用。 ①ロは、平成23年1月1日以後に行われる差金等決済に適用。 ②は、平成22年4月1日以後に適用。
3 国民健康保険税の改正 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額が50万円（現行47万円）、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が13万円（現行12万円）に引き上げられます。	平成22年度以後の年度分に適用。

1 個人所得課税税制

1. 扶養控除の改正
2. 生命保険料控除の改組
3. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設
4. 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の延長・廃止
5. 譲渡益課税の対象となる公社債の範囲の拡充
6. 上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の拡充
7. 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の拡充
8. オリンピックメダリストに対する商品の非課税措置における対象交付団体の拡充
9. 小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者に対する措置
10. 中小企業退職金共済制度の加入対象者に対する措置
11. 確定拠出年金制度の拡充
12. 子ども手当の非課税措置
13. 高校の実質無償化等に伴う非課税措置
14. 児童扶養手当の非課税措置
15. 求職者支援給付の非課税措置
16. 失業等給付の非課税措置
17. 肝機能障害を有する者に対する措置
(参考1) 保険法の制定に伴う生命保険契約及び損害保険契約の範囲の明確化
(参考2) 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の廃止
(参考3) 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例の廃止

1. 扶養控除の改正

改正のポイント

(所得税)

- (1) 年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の者をいいます。以下同じ。）に係る扶養控除が廃止されます。
- (2) 特定扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者をいいます。以下同じ。）のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分が廃止されます。
- (3) 同居特別障害者加算の特例措置について、特別障害者控除の額に35万円を加算する措置に改められます。

(個人住民税)

- (1) 年少扶養親族に係る扶養控除が廃止されます。
- (2) 特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分が廃止されます。
- (3) 同居特別障害者加算の特例措置について、特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に改められます。

改正の趣旨

所得再分配機能の回復や「所得控除から手当へ」との考え方の下で、支え合う社会づくりの第一歩として子どもの養育を社会全体で支援するとの観点から、子ども手当の創設とあいまって、扶養控除の廃止・見直しが行われます。

改正の内容

(所得税)

- (1) 年少扶養親族に係る扶養控除が廃止されます。
- (2) 特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止され、扶養控除の額が38万円とされます。
- (3) 扶養控除の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書並びに給与所得及び公的年金等の源泉徴収票についてその記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置が講じられます。
- (4) 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置（同居特別障害者加算の特例措置）について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に35万円を加算する措置に改められます。
- (5) (4) の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項及び当該申告書の提出された給与所得に係る源泉徴収税額の計算の特例の整備を行うなど所要の

措置が講じられます。

(個人住民税)

- (1) 年少扶養親族に係る扶養控除が廃止されます。
- (2) 特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除の額が33万円とされます。
- (3) 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に23万円を加算する措置(同居特別障害者加算の特例措置)について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に改められます。

適用時期

(所得税) 平成23年分以後の所得税について適用されます。

(個人住民税) 平成24年度分以後の個人住民税について適用されます。

2. 生命保険料控除の改組

改正のポイント

(所得税)

生命保険料控除を改組し、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除とは別枠で、介護医療保険料控除が創設され、生命保険料控除の合計適用限度額が12万円とされます。

(個人住民税)

生命保険料控除を改組し、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除とは別枠で、介護医療保険料控除が創設され、生命保険料控除の合計適用限度額が7万円とされます。

改正の趣旨

高齢化社会に進展する中、介護保険料の負担増加を税制面で支援する観点から、介護医療保険料控除が創設されます。

改正の内容

(所得税)

- (1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

- ① 平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「新契約」といいます。)のうち介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除

除と別枠で、適用限度額4万円の所得控除（介護医療保険料控除）が設けられます。

- ② 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円とされます。
- ③ 上記①及び②の各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとされます。

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

- ④ 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等が各保険料控除に適用されます。
- ⑤ 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除が適用されます。
- ⑥ 剰余金の分配や割戻金の割戻し（以下「剰余金の分配等」といいます。）については、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの支払保険料等の額から差し引くこととされます。

（2）平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」といいます。）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額5万円）が適用されます。

（3）新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記（1）②及び（2）にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限4万円）とされます。

- ① 新契約の支払保険料等につき、上記（1）③の計算式により計算した金額
- ② 旧契約の支払保険料等につき、従前の計算式により計算した金額

（個人住民税）

（1）平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

- ① 平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」といいます。）のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限度額2.8万円の所得控除（介護医療保険料控除）が設けられます。

■個人所得課税税制

- (2) 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ2.8万円とされます。
- (3) 上記①及び②の各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとされます。

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 14,000円
56,000円超	一律28,000円

- (4) 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等が各保険料控除に適用されます。
- (5) 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除が適用されます。
- (6) 剰余金の分配や割戻し（以下「剰余金の分配等」といいます。）については、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの支払保険料等の額から差し引くこととされます。
- (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除
平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」といいます。）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額3.5万円）が適用されます。
- (3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算
新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記（1）②及び（2）にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限2.8万円）とされます。
- ① 新契約の支払保険料等につき、上記（1）③の計算式により計算した金額
② 旧契約の支払保険料等につき、従前の計算式により計算した金額

適用時期

（所得税）平成24年分以後の所得税について適用されます。

（個人住民税）平成25年度分以後の個人住民税について適用されます。

3. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

改正のポイント

(所得税・個人住民税)

平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が導入されます。

改正の趣旨

金融所得課税の一体化の取り組みの中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が導入されます。

改正の内容

(1) 非課税措置の概要

- ① 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等(以下「非課税口座内上場株式等」といいます。)に係る配当等でその非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年内に支払を受けるべきもの(当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取り扱いをするものに限ります。)については、所得税及び個人住民税を課さないこととされます。
- ② 居住者等が、非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年内にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さないこととされます。また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなされます。

(2) 非課税口座

- ① 「非課税口座」とは、居住者等(その年1月1日において満20歳以上である者に限ります。)が、上記(1)の非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成24年から平成26年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座(1人につき1年1口座に限ります。)をいいます。
- ② 非課税口座には、その設定の日からその年12月31日までの間に当該非課税口座を設定された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等(その非課

■個人所得課税税制

税口座を設定したときからの取得対価の額の合計額が100万円を超えない範囲内のものに限ります。) 及び当該上場株式等を発行した法人の合併等により取得する合併法人株式等のみを受け入れることができます。

- (3) 非課税口座内上場株式等の範囲は、上場株式等に係る10%軽減税率の対象となる上場株式等と同様とされます。

(3) 非課税口座開設確認書の申請手続

- ① 非課税口座開設確認書の交付を受けようとする居住者等は、その者の氏名、住所等を記載した交付申請書にその者の平成23年1月1日における住所地を証する住民票の写し等を添付して、その者が最初に非課税口座を開設しようとする年の前年10月1日からその開設年の9月30日までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長に対して提出しなければならないこととされます。当該申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その申請書に記載された事項をe-Tax等を利用する方法により、速やかに当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に送付しなければならないこととされます。

- ② 当該申請書の記載事項の送付を受けた税務署長は、その申請書の提出をした者につき、その送付を受けた時以前に申請書の提出がないことを確認しなければならないものとし、当該申請書の提出がないことの確認をした税務署長は、申請者の氏名、生年月日、基準日の住所等を記載した非課税口座開設確認書を当該金融商品取引業者等の営業所を通じてその申請書を提出した者に交付しなければならないこととされます。

(4) 非課税口座年間取引報告書（仮称）の税務署長への提出

金融商品取引業者等は、その年中に非課税の適用を受けた非課税口座内上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の金額、非課税口座内上場株式等の残高等を記載した報告書を作成し、これを翌年1月31日までに、非課税口座が開設されていた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされます。

■適用時期

平成24年1月1日以後に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等及び同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡について適用されます。

4. 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の延長・廃止

■改正のポイント

上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成

22年12月31日まで適用する措置を講じた上、廃止されます。

改正の趣旨

租税特別措置の抜本的な見直しの一環として廃止されます。

改正の内容

上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成22年12月31日まで（現行：平成22年3月31日まで）適用する措置を講じた上、廃止されます。

なお、本特例の廃止に伴い、上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等について次の措置が講じられます。

- (1) 自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当に係る大口株主の判定の基準日を、その公開買付けの終了の日とされます。
- (2) みなし配当のうち上場株式等の配当等に該当するものの支払をする内国法人は、その配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者等に対し、そのみなし配当等の発生の基因となった事由、みなし配当の額等を通知しなければならないこととされます。

適用時期

平成22年12月31までの自己の株式の公開買付けについて適用され、同日をもって廃止されます。

5. 謹渡益課税の対象となる公社債の範囲の拡充

改正のポイント

謹渡による所得が課税対象となる公社債の範囲に、利子が支払われない公社債が追加されます。

改正の趣旨

新たな類型の投資法人等が金融証券取引所に上場されたことを踏まえて、謹渡による所得が課税対象となる公社債の範囲が拡充されます。

改正の内容

謹渡益課税の対象となる公社債の範囲に、利子が支払われない公社債（割引の方法により発行されるものを除きます。）が追加されます。

適用時期

平成22年4月1日以後に行う譲渡について適用されます。

6. 上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の拡充

改正のポイント

上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、内国法人等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配が追加されます。

改正の趣旨

市場の活性化、貯蓄から投資への推進を図る観点から改正されます。

改正の内容

上場特定受益証券発行信託（日本版預託証券）について、次の措置が講じられます。

- (1) 上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、内国法人等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配が追加されます。
- (2) 居住者等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額が、株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税されるとともに、株式等証券投資信託等の償還金等の支払調書等の対象とされます。

適用時期

- (1) については、平成22年6月1日以後の上場証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用されます。
- (2) については、平成22年4月1日以後の公募株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用されます。

7. 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の拡充

改正のポイント

特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に

受け入れができる上場株式等の範囲が拡充されます。

改正の趣旨

市場の活性化、貯蓄から投資への推進を図る観点から改正されます。

改正の内容

株式投資による収益の申告手続を簡便にする趣旨で設けられている特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れができる上場株式等の範囲に、次のものが追加されます。

- (1) 上場株式等以外の株式等を発行した法人の合併（その法人の株主等に合併法人株式又は合併親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。）によりその株主が取得する合併法人株式又は合併親法人株式
- (2) 上場株式等以外の株式等を発行した法人の分割（その分割法人の株主等に分割承継法人株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。）によりその株主が取得する分割承継法人株式又は分割承継親法人株式
- (3) 上場株式等以外の株式等を発行した法人の株式交換（その法人の株主等に株式交換完全親法人株式又はその親法人の株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。）によりその株主が取得する株式交換完全親法人株式若しくはその親法人の株式又は当該法人の株式移転（その法人の株主に株式移転完全親法人株式のみの交付がされるものに限ります。）によりその株主が取得する株式移転完全親法人株式

適用時期

平成22年4月1日以後において適用されます。

8. オリンピックメダリストに対する金品の非課税措置における対象交付団体の拡充

改正のポイント

(所得税・個人住民税)

オリンピックメダリストに対して各競技団体が交付する金品について非課税とされます。

改正の趣旨

オリンピックメダリストの功労に対して税制面で支援するために非課税措置の対象交付団体が拡充されます。

改正の内容

(所得税・個人住民税)

オリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして各競技統括団体から交付される金品について、一定の金額（第1位：300万円、第2位：200万円、第3位：100万円）までの部分を非課税とするとともに、租税特別措置法に規定されているオリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして財団法人日本オリンピック委員会（JOC）から交付される金品の非課税措置と併せて、所得税法に規定することとされます。

(注) 本非課税措置の適用対象となる各競技統括団体は、文部科学大臣が財務大臣と協議して指定するものとされます。

適用時期

(所得税) 平成22年分以後の所得税について適用されます。

(個人住民税) 平成23年度分以後の個人住民税について適用されます。

9. 小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者に対する措置

改正のポイント

(所得税・個人住民税)

小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者については、その共同経営者が支払った掛金の全額が所得控除の対象とされます。

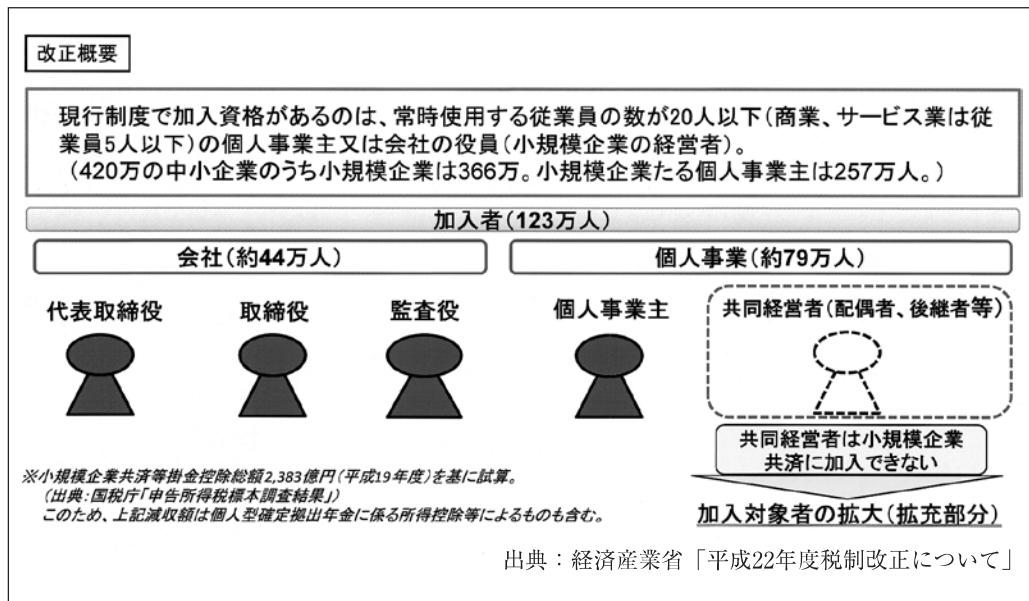
改正の趣旨

小規模企業共済制度を改正し、個人事業主のみならず、その配偶者や後継者をはじめとする共同経営者まで加入対象者を拡大することで、個人事業主等の将来の不安を払拭させる観点から、改正が行われます。

改正の内容

小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者について、所要の法律改正を前提に、次の措置が講じられます。

- (1) 共同経営者が支払った掛金については、その全額が所得控除の対象とされます。
- (2) 共同経営者が支給を受ける分割（年金）払いの共済金等については、公的年金等控除を適用し、一括払いの共済金等については退職手当等とみなされます。



適用時期

小規模企業共済制度に係る所要の法律改正の日以後において適用されます。

10. 中小企業退職金共済制度の加入対象者に対する措置

改正のポイント

(所得税・法人税・個人住民税)

中小企業退職金共済制度の加入対象者に追加される同居親族のみを雇用する事業の従業員及びその従業員に係る事業主の事業主掛金については、事業主の所得の金額の計算上、必要経費に算入されます。

改正の趣旨

中小企業退職金共済制度を改正し、同居親族のみを雇用する事業の従業員及びその従業員に係る事業主まで加入対象者を拡大することで、個人事業主等の将来の不安を払拭させる観点から、改正が行われます。

改正の内容

中小企業退職金共済制度の加入対象者に追加される同居親族のみを雇用する事業の従業員及びその従業員に係る事業主について、所要の省令改正を前提に、次の措置が講じられます。

①個人所得課税税制

- (1) その事業主掛金については、事業主の所得の金額の計算上、必要経費に算入されます。
- (2) その事業主掛金に係る従業員の給与所得の金額の計算上、収入金額に算入しないこととされます。
- (3) その従業員が支給を受ける分割（年金）払いの退職金については、公的年金等控除を適用し、一括払いの退職金については退職手当等とみなされます。

適用時期

中小企業退職金共済制度に係る所要の省令改正の日以後において適用されます。

11. 確定拠出年金制度の拡充

改正のポイント

(所得税・個人住民税)

確定拠出年金制度について、企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金について、その全額が所得控除の対象とされます。

改正の趣旨

公的年金を補完する企業年金の普及を促進し、老後の所得補償に対する自助努力を促すとともに、現下の金融不況に鑑み、金融資本市場の安定化に資するよう企業型確定拠出年金について、個人拠出を認める制度の見直しが図られます。

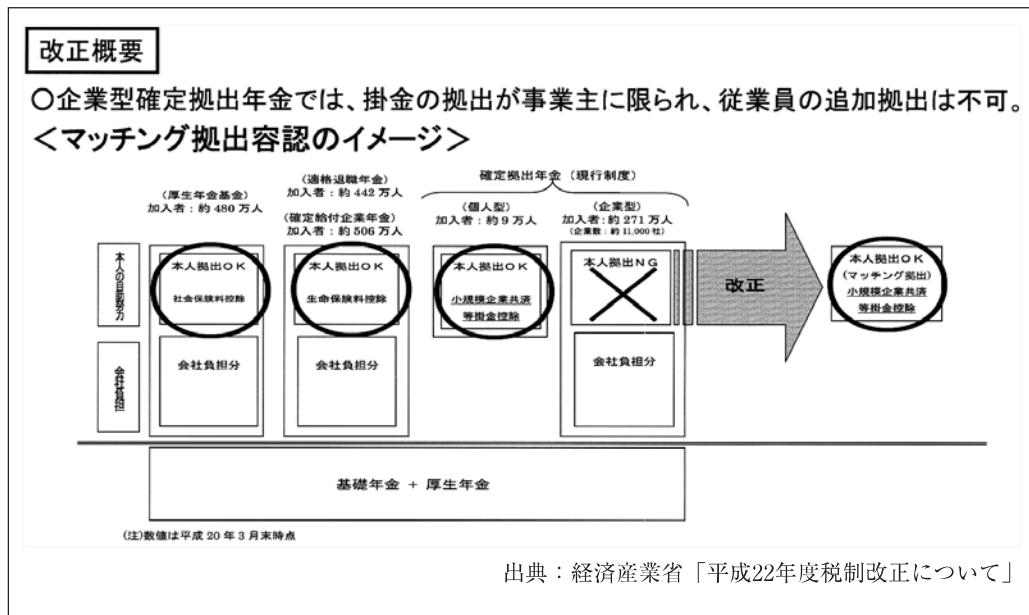
改正の内容

確定拠出年金制度について、所要の法律改正を前提に、次の措置が講じられます。

- (1) 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金について、その全額が所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象とされます。
- (2) 中途引き出し要件の緩和及び資格喪失年齢の引上げ後も現行の確定拠出年金制度に対する税制上の措置が適用されます（図28頁掲載参照）。

適用時期

確定拠出年金制度に係る所要の法律改正の日以後において適用されます。



12. 子ども手当の非課税措置

改正のポイント

(所得税・個人住民税)

子ども手当については、所得税及び個人住民税を課さないこととされます。

改正の趣旨

「所得控除から手当へ」との考え方の下で、支え合う社会づくりの第一歩として子どもの養育を社会全体で支援する観点から、非課税措置が講じられます。

改正の内容

子ども手当について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置が講じられます。

- (1) 所得税及び個人住民税を課さないこととされます。
- (2) 国税及び地方税の滞納処分による差押えが禁止されます。

適用時期

平成22年4月1日以後において適用されます。

13. 高校の実質無償化等に伴う非課税措置

改正のポイント

(所得税・個人住民税)

高等学校等就学支援金については、所得税及び個人住民税を課さないこととされます。

改正の趣旨

「所得控除から手当へ」との考え方の下で、支え合う社会づくりの第一歩として子どもの養育を社会全体で支援する観点から、非課税措置が講じられます。

改正の内容

高等学校等に係る授業料の実質無償化について、所要の制度の整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置が講じられます。

- (1) 所得税及び個人住民税を課さないこととされます。
- (2) 国税及び地方税の滞納処分による差押えが禁止されます。

適用時期

平成22年4月1日以後において適用されます。

14. 児童扶養手当の非課税措置

改正のポイント

(所得税・個人住民税)

父子家庭に支給されることとなる児童扶養手当及び一部支給停止制度の廃止により支給されることとなる児童扶養手当については、所得税及び個人住民税を課さないこととされます。

改正の趣旨

「所得控除から手当へ」との考え方の下で、支え合う社会づくりの第一歩として子どもの養育を社会全体で支援する観点から、非課税措置が講じられます。

改正の内容

父子家庭に支給されることとなる児童扶養手当及び一部支給停止制度の廃止により支給されることとなる児童扶養手当について、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が

必要となる場合には、次の措置が講じられます。

- (1) 所得税及び個人住民税を課さないこととされます。
- (2) 国税及び地方税の滞納処分による差押えが禁止されます。

適用時期

児童扶養手当に係る所要の法律改正の日以後において適用されます。

15. 求職者支援給付の非課税措置

改正のポイント

(所得税・個人住民税)

求職者支援給付については、所得税及び個人住民税を課さないこととされます。

改正の趣旨

求職者の生活を税制面で支援する観点から、非課税措置が講じられます。

改正の内容

求職者支援給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置が講じられます。

- (1) 所得税及び個人住民税を課さないこととされます。
- (2) 国税及び地方税の滞納処分による差押えが禁止されます。

適用時期

平成22年4月1日以後において適用されます。

16. 失業等給付の非課税措置

改正のポイント

(所得税・個人住民税)

新たに雇用保険制度の対象となる者が支給を受ける失業等給付については、所得税及び個人住民税を課さないこととされます。

改正の趣旨

失業者の生活を税制面で支援する観点から、非課税措置が講じられます。

改正の内容

新たに雇用保険制度の対象となる者が支給を受ける失業等給付について、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置が講じられます。

- (1) 所得税及び個人住民税を課さないこととされます。
- (2) 国税及び地方税の滞納処分による差押えが禁止されます。

適用時期

平成22年4月1日以後において適用されます。

17. 肝機能障害を有する者に対する措置**改正のポイント**

(所得税・法人税・相続税・贈与税・印紙税・地価税・国税徴収・個人住民税・事業税・固定資産税・不動産取得税・事業所税)

新たに身体障害者手帳の交付対象者とされる肝機能障害を有する者について、障害者控除の対象とするなど、現行の障害者に対する税制上の措置が適用されます。

改正の趣旨

肝機能障害を有する者に対して税制面で支援する観点から、非課税措置が講じられます。

改正の内容

新たに身体障害者手帳の交付対象者とされる肝機能障害を有する者について、所要の政令改正を前提に、障害者控除の対象とするなど、現行の障害者に対する税制上の措置が適用されます。

適用時期

平成22年4月1日以後において適用されます。

(参考1) 保険法の制定に伴う生命保険契約及び損害保険契約の範囲の明確化

保険法の制定により新たに第三分野の保険契約の類型が設けられたこと等を契機に、所得税関係の法令における「生命保険契約」及び「損害保険契約」の範囲について明確化等が図られます（相続税、贈与税及び法人税関係の法令並びに地方税関係の法令についても同様）。

(参考2) 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の廃止

給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例について、適用期限（平成22年12月31日）の到来をもって廃止されます。

(参考3) 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例の廃止

平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例について、適用期限（平成22年12月31日）の到来をもって廃止されます。

2 資産課税税制

1. 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正
2. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長
3. 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長
4. 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正
5. 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の改正
6. 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の改正
7. 定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価の改正
8. 相続税の障害者控除の改正
9. みなし相続財産の拡充
10. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の改正

1. 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正

改正のポイント

(所得税・個人住民税)

特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用要件を追加した上、その適用期限が2年間延長されます。

改正の趣旨

多様なライフステージに応じた円滑な住替えを支援し、居住水準の向上、良質な住宅ストックの形成を図る観点から、特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限が2年間延長されます。

改正の内容

特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円以下であることの要件を追加した上、その適用期限が2年間延長されます。

適用時期

平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に行う居住用財産の譲渡について適用されます。

2. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長

改正のポイント

(所得税・個人住民税)

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年間延長されます。

改正の趣旨

住宅投資の活性化、中低層所得層の実効的な負担軽減を図る観点から、その適用期限が2年間延長されます。

改正の内容

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限が2年間延長されます。

適用時期

平成23年12月31日まで2年間延長されます。

3. 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長**改正のポイント**

(所得税・個人住民税)

特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年間延長されます。

改正の趣旨

住宅投資の活性化、中低層所得層の実効的な負担軽減を図る観点から、その適用期限が2年間延長されます。

改正の内容

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限が2年間延長されます。

適用時期

平成23年12月31日まで2年間延長されます。

4. 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正**改正のポイント**

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額が引き上げられます。

改正の趣旨

現下の厳しい経済情勢を踏まえれば、内需の柱である住宅市場の活性化が急務であり、高齢者の保有する金融資産を活用して、若年層の住宅取得の促進を図る観点から、

非課税限度額が引き上げられます。

改正の内容

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置が講じられます。

- (1) 非課税限度額（現行500万円）が次のように引き上げられます。
 - ① 平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,500万円
 - ② 平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000万円
- (2) 適用対象となる者は、贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の者に限定されます。
- (3) 平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者については、上記の改正前の制度と選択して適用できることとされます。

適用時期

平成22年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用され、その適用期限が平成23年12月31日まで延長されます。

5. 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の改正

改正のポイント

住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例について、特別控除の上乗せ（現行1,000万円）の特例が廃止され、年齢要件の特例の適用期限が2年間延長されます。

改正の趣旨

現下の厳しい経済情勢を踏まえれば、内需の柱である住宅市場の活性化が急務であり、高齢者の保有する金融資産を活用して、若年層の住宅取得の促進を図る観点から、適用期限が2年間延長されます。

改正の内容

住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例について、特別控除額（現行2,500万円）に上乗せされる住宅資金特別控除額（現行1,000万円）の特例が廃止され、特定の贈与者（贈与者の年齢が65歳未満）から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例の適用期限が2年間延長されます。

適用時期

平成22年1月1日以後に贈与を受けた場合に適用され、その適用期限が平成23年12月31日まで延長されます。

6. 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の改正

改正のポイント

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（現行200m²まで50%減額）が適用対象から除外されます。

改正の趣旨

小規模宅地等の課税の特例は、相続人による事業等の継続に配慮して設けられた措置であるところ、現行では、相続後に事業等を継続しない場合であっても減額の対象となるなど、制度の趣旨に照らして必ずしも的確とはいえない場合でも一定の減額を受けることが可能であることから見直されます。

改正の内容

- (1) 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（現行200m²まで50%減額）が適用対象から除外されます。
- (2) 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件が判定されます。
- (3) 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合が計算されます。
- (4) 特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られることが明確化されます。

適用時期

平成22年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する小規模宅地等に係る相続税について適用されます。

7. 定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価の改正

改正のポイント

定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価については、解約返戻金相当額等とされます。

改正の趣旨

定期金に関する権利の評価方法における割合・倍数は、昭和25年当時の金利水準・平均寿命などを勘案して定められたものであるところ、現在の金利水準の低下や平均寿命の延伸、現行の評価方法による算定額と年金受取金額の現在価値とが乖離していること等を踏まえ、その評価方法について見直されます。

改正の内容

- (1) 納付事由が発生している定期金に関する権利の評価額は、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額とされます。
 - ① 解約返戻金相当額
 - ② 定期金に代えて一時金の納付を受けることができる場合には、当該一時金相当額
 - ③ 予定利率等を基に算出した金額
- (2) 納付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額は、原則として、解約返戻金相当額とされます。

適用時期

- (1) については、平成22年4月1日から平成23年3月31までの間に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利（当該期間内に締結した契約（確定給付企業年金等を除きます。）に係るものに限ります。ただし、締結時期が当該期間前であっても新法が適用される場合に関する経過措置があります。）及び平成23年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用されます。
- (2) については、平成22年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用されます。

8. 相続税の障害者控除の改正

改正のポイント

相続税の障害者控除について、控除額の算出に用いる年数を相続人等が85歳（現行70歳）に達するまでの年数とされます。

改正の趣旨

昭和47年の制度創設からの平均寿命の延伸を踏まえて見直されます。

改正の内容

相続税の障害者控除について、控除額の算出に用いる年数を相続人等が85歳（現行70歳）に達するまでの年数とされます。

適用時期

平成22年4月1日以後の相続又は遺贈に係る相続税について適用されます。

9. みなし相続財産の拡充

改正のポイント

- (1) 小規模企業共済制度の加入対象者に共同経営者が追加された場合において、その共同経営者の死亡に伴い支給を受ける一時金について、相続税法上のみなし相続財産とされます。
- (2) 中小企業退職金共済制度の加入対象者として同居親族のみを雇用する事業の従業員等が追加された場合において、その同居親族のみを雇用する事業の従業員等の死亡に伴い支給を受ける一時金について、相続税法上のみなし相続財産とされます。

改正の趣旨

- (1) 小規模企業共済制度を改正し、個人事業主のみならず、その配偶者や後継者をはじめとする共同経営者まで加入対象者を拡大することで、個人事業主等の将来の不安を払拭させる観点から、改正が行われます。
- (2) 中小企業退職金共済制度を改正し、同居親族のみを雇用する事業の従業員及びその従業員に係る事業主まで加入対象者を拡大することで、個人事業主等の将来の不安を払拭させる観点から、改正が行われます。

改正の内容

- (1) 小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者の死亡に伴い支給を受ける一時金について、所要の法律改正を前提に、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とするとともに、法定相続人1人当たり500万円まで非課税制度の対象とされます。
- (2) 中小企業退職金共済制度の加入対象者に追加される従業員の死亡に伴い支給を受ける一時金について、所要の省令改正を前提に、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とするとともに、法定相続人1人当たり500万円まで非課税制度の対象とされます。

適用時期

- (1) については、小規模企業共済制度に係る所要の法律改正の日以後において適用されます。
- (2) については、中小企業退職金共済制度に係る所要の省令改正の日以後において適用されます。

10. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の改正

改正のポイント

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、同制度が適用されない一定の法人の株式等を会社を通じて保有する場合における認定要件の明確化が図られます。

改正の趣旨

中小企業の事業承継の円滑化を通じた地域の雇用の確保や地域経済活力の維持を図る観点から、改正されます。

改正の内容

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、同制度が適用されない一定の法人の株式等を会社を通じて保有する場合における認定要件の明確化が図られるとともに、この場合において認定を受けた当該会社の株式等に係る納税猶予税額の計算上、当該法人の株式等相当額を算入しないこととされます。

適用時期

平成22年4月1日以後の相続又は遺贈に係る相続税について適用されます。

3 法人課税税制

1. 100% グループ内法人間の取引等に係る税制の導入
2. 資本に關係する取引等に係る税制の改正
3. 清算所得課税の廃止
4. 連結納税制度の改正
5. 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度の廃止
6. 交際費等の損金不算入制度の延長
7. 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の延長
8. 中小企業投資促進税制の適用期限の延長
9. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長
10. 中小企業等基盤強化税制の拡充
11. 試験研究費に係る税額控除の特例の延長
(参考 1) 情報基盤強化税制の廃止
(参考 2) 地震防災対策用資産の特別償却制度の廃止
(参考 3) 優良賃貸住宅の割増償却制度における中心市街地優良賃貸住宅に係る措置の廃止

法人課税税制

1. 100%グループ内法人間の取引等に係る税制の導入

改正のポイント

- (1) 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等に係る譲渡損益については、グループ外に移転等のときにその譲渡損益を計上することとされます。
- (2) 100%グループ内の法人間の非適格株式交換等が、非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度の対象から除外されます。
- (3) 100%グループ内の内国法人間の寄附金については、支出法人において全額損金不算入とされるとともに、受領法人において全額益金不算入とされます。
- (4) 100%グループ内の内国法人間の現物配当（みなし配当を含みます。）については、譲渡損益の計上を繰り延べる等の措置が講じられます。
- (5) 100%グループ内の内国法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益を計上しないこととされます。
- (6) 内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に未処理欠損金額等があるときは、一定の要件を満たせば、その株主である内国法人の欠損金額とみなされます。
- (7) 100%グループ内の内国法人からの受取配当について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しないこととされます。
- (8) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る中小企業向け特例措置については、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子法人には適用しないこととされます。

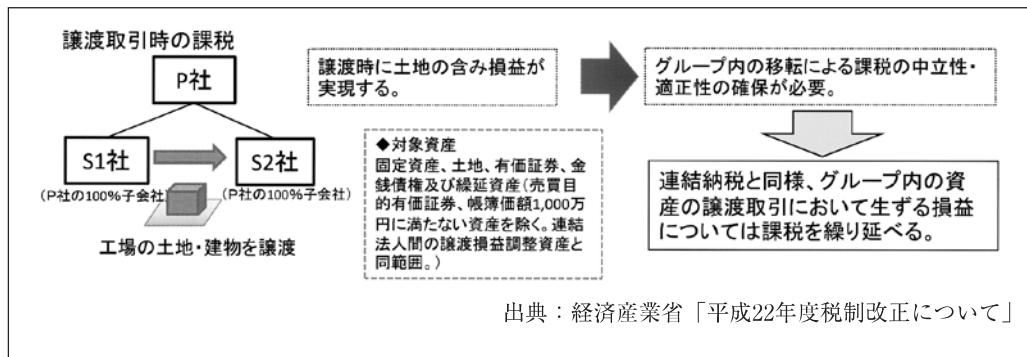
改正の趣旨

企業においては、分社化や完全子会社化による企業グループの形成など、企業グループの一体的な経営が展開されており、こうした実態を踏まえて、税制においても中立性・公平性を確保する必要があるため、グループ内取引等に関する税制の整備が行われます。

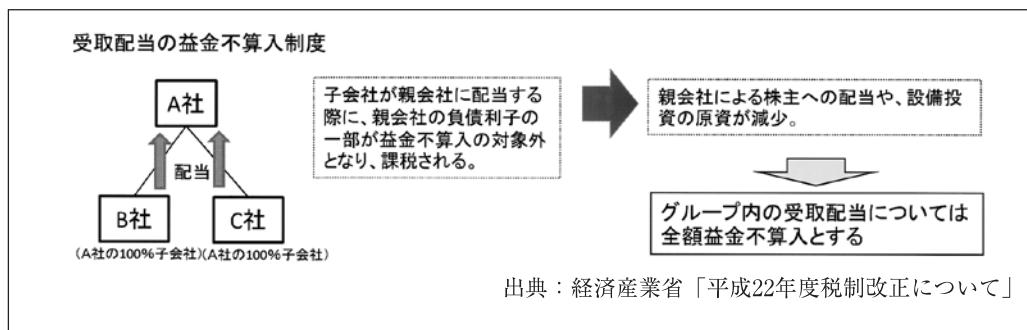
改正の内容

- (1) 連結法人間取引の損益の調整制度を改組し、100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転（非適格合併による移転を含みます。）を行ったことにより生ずる譲渡損益を、その資産のそのグループ外への移転等のときに、その移転を行った法人において計上する制度とされます。これに伴い、適格事後設立制度が廃止されます。
(注) 100%グループ内の法人とは、完全支配関係（原則として、発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係）のある法人をいいます。

③法人課税税制



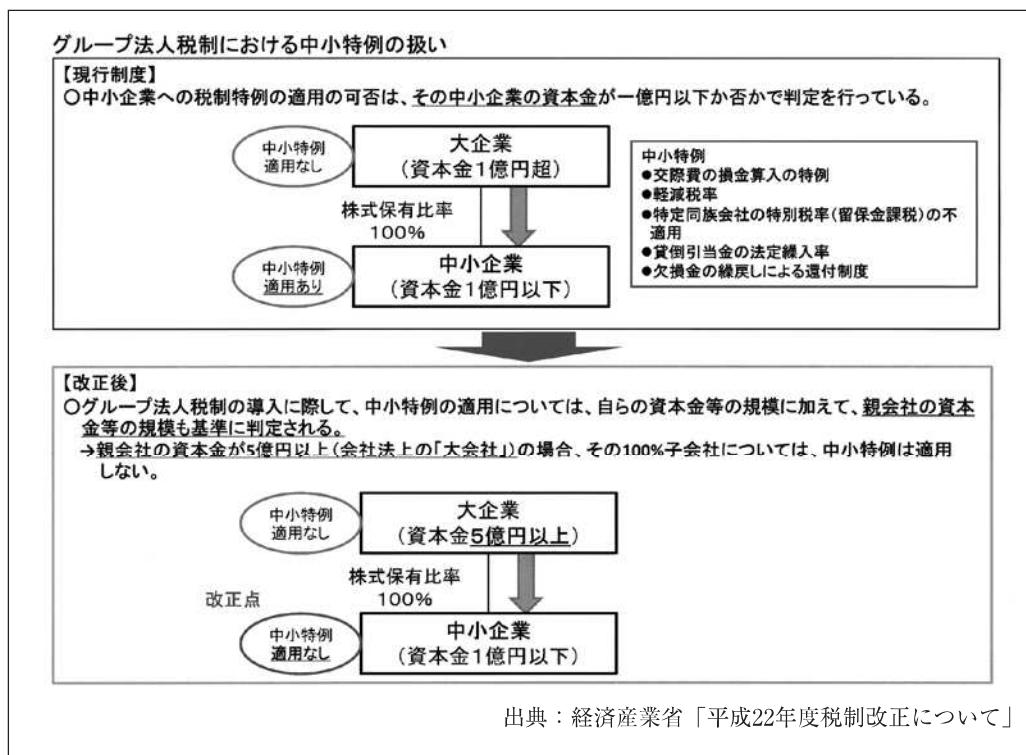
- (2) 100%グループ内の法人間の非適格株式交換等が、非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度の対象から除外されます。
(注) 合併等の対価として一定の外国親法人株式が交付されるものを除きます。
- (3) 100%グループ内の内国法人間の寄附金については、支出法人において全額損金不算入とされるとともに、受領法人において全額益金不算入とされます。
- (4) 100%グループ内の内国法人間の現物配当（みなし配当を含みます。）については、組織再編税制の一環として位置づけ、譲渡損益の計上を繰り延べる等の措置が講じられます。この場合、源泉徴収等を行わないこととされます。
- (5) 100%グループ内の内国法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益を計上しないこととされます。
- (6) 内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に未処理欠損金額等があるときは、その未処理欠損金額等に相当する金額は、その株主である内国法人の当該残余財産の確定した日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その未処理欠損金額等の生じた当該他の内国法人の事業年度開始日の属するその株主である内国法人の事業年度において生じた欠損金額とみなされます。
- (7) 100%グループ内の内国法人からの受取配当について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しないこととされます。



- (8) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る次の中小企業向け特例措置

については、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子法人には適用しないこととされます。

- ① 軽減税率
- ② 特定同族会社の特別税率の不適用
- ③ 貸倒引当金の法定繰入率
- ④ 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度
- ⑤ 欠損金の繰戻しによる還付制度



適用時期

- (1)から(6)については、平成22年10月1日以後に適用されます。
- (7)から(8)については、平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

2. 資本に關係する取引等に係る税制の改正

改正のポイント

- (1)自己株式として取得されることを予定して取得した株式が自己株式として取得された際に生ずるみなし配当については、受取配当等の益金不算入制度を適用しない

こととされます。

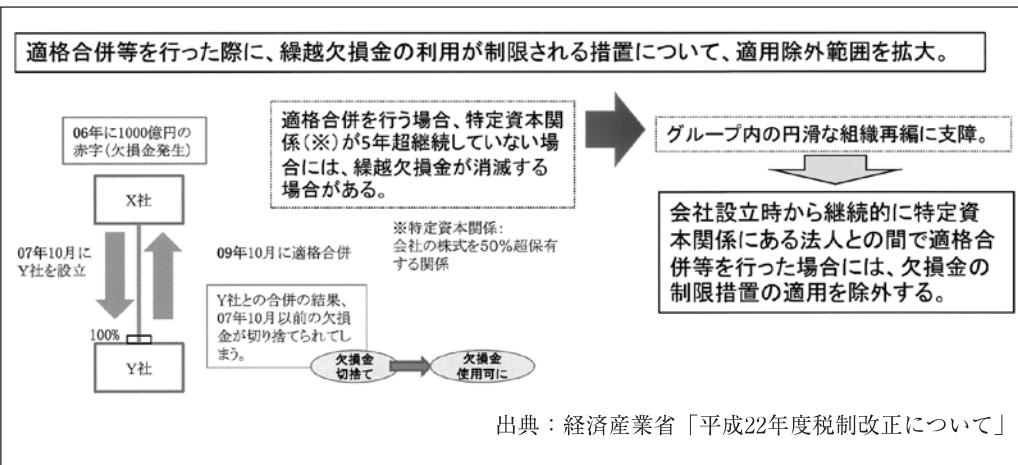
- (2) 適格合併を行った際に繰越欠損金の利用が制限される措置について、適用除外範囲が拡大されます。

改正の趣旨

- (1) 自己株式として取得されることを予定して取得した株式については、自己株式の取得により生ずるみなし配当に係る益金不算入制度が適用されるとともに譲渡損が計上されるといった本制度の潜脱的利用を防止する観点から、みなし配当に係る益金不算入は不適用とされます。
- (2) 現行の適格合併等の場合における欠損金の制限措置のうち、利用を制限することが不合理な制限措置について緩和されます。

改正の内容

- (1) 受取配当等の益金不算入制度及び外国子会社から受ける配当等の益金不算入制度について、法人が受ける配当等の額（自己株式の取得に基因するみなし配当の額に限ります。）の元本である株式で自己株式としての取得が行われることが予定されているものを取得した場合におけるその取得した株式に係る配当等の額（その予定されていた自己株式として取得に基因するみなし配当の額に限ります。）については、適用しないこととされます。
- (2) 特定資本関係がある法人の間で適格組織再編成等が行われた場合において、その特定資本関係が合併法人等の適格組織再編成等の日の属する事業年度開始の日の5年前の日又は合併法人等若しくは被合併法人等の設立の日のうち最も遅い日から継続しているときは、繰越青色欠損金額に係る制限制度及び特定資産の譲渡等損失額の損金不算入制度を適用しないこととされます。



適用時期

- (1) については、平成22年10月1日以後に取得する株式に係る配当等の額について適用されます。
- (2) については、平成22年10月1日以後に合併が行われる場合について適用されます。

3. 清算所得課税の廃止

改正のポイント

清算所得課税が廃止され、通常の所得課税に移行されます。

改正の趣旨

解散前後で課税所得の金額の計算が異にならないよう課税の適正化を図る観点から、清算所得課税が廃止され、通常の所得課税に移行されます。

改正の内容

- (1) 清算所得課税が廃止されるとともに、清算中の内国法人である普通法人又は協同組合等に各事業年度の所得に対する法人税が課されます。
- (2) 法人が解散した場合において、残余財産がないと見込まれるときは、青色欠損金額等以外の欠損金額が損金の額に算入されます。
- (3) 交際費等の損金不算入制度について、清算中の法人が適用対象とされます。
- (4) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置について、清算中に終了する事業年度は適用しないこととされます。

清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行する。

会社が解散した後は、通常の所得ではなく、清算所得に対して課税される。(※)

※通常の所得:
(益金)-(損金)
※清算所得:
(残余財産の価格(時価))
-(解散時における簿価純資産額)

通常の所得課税に移行する。ただし、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等、清算所得課税における場合とバランスの取れた制度となるよう、所要の措置を講じる。

出典：経済産業省「平成22年度税制改正について」

適用時期

平成22年10月1日以後に解散が行われる場合について適用されます。

4. 連結納税制度の改正

改正のポイント

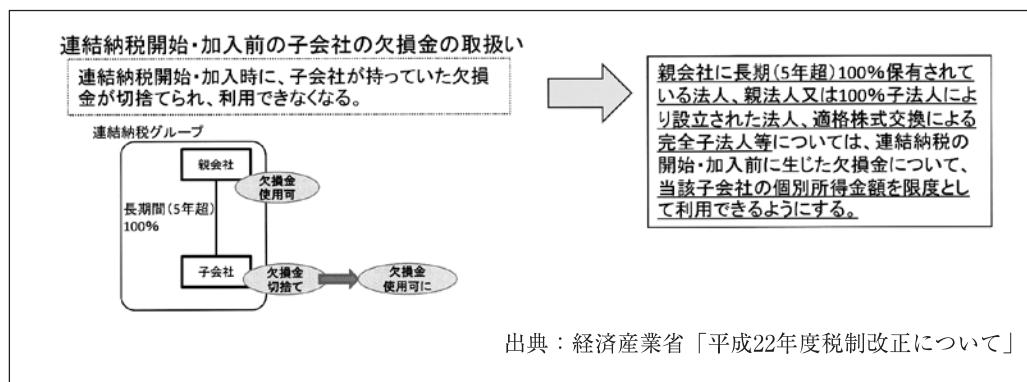
連結子法人のその開始又は加入前に生じた欠損金額が、その個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に追加されます。

改正の趣旨

単体欠損金の持ち込み制限は、連結納税制度導入時には租税回避の防止の観点から設けられていましたが、近年は、本制限が連結納税制度の採用をためらわせる原因となっていることから、制限が緩和されます。

改正の内容

- (1) 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子法人のその開始又は加入前に生じた欠損金額が、その個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に追加されます。



- (2) 連結納税の承認申請書の提出期限について、その適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日（現行6月前の日）とされます。
- (3) 事業年度の中途で連結親法人との間に完全支配関係が生じた場合の連結納税の承認の効力発生日の特例制度について、加入法人のその完全支配関係が生じた日（加入日）以後最初の月次決算日の翌日を効力発生日とすることができる制度に改組されます。

適用時期

- (1) については、連結承認日の属する連結親法人事業年度開始の日が平成22年4月1日以後である連結親法人又は連結子会社の欠損金額等について適用されます。
- (2) については、最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日が平成22年10月

- 1日以後である場合の申請について適用されます。
- (3) については、平成22年10月1日以後に完全支配関係を有することとなる場合の事業年度について適用されます。

5. 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度の廃止

改正のポイント

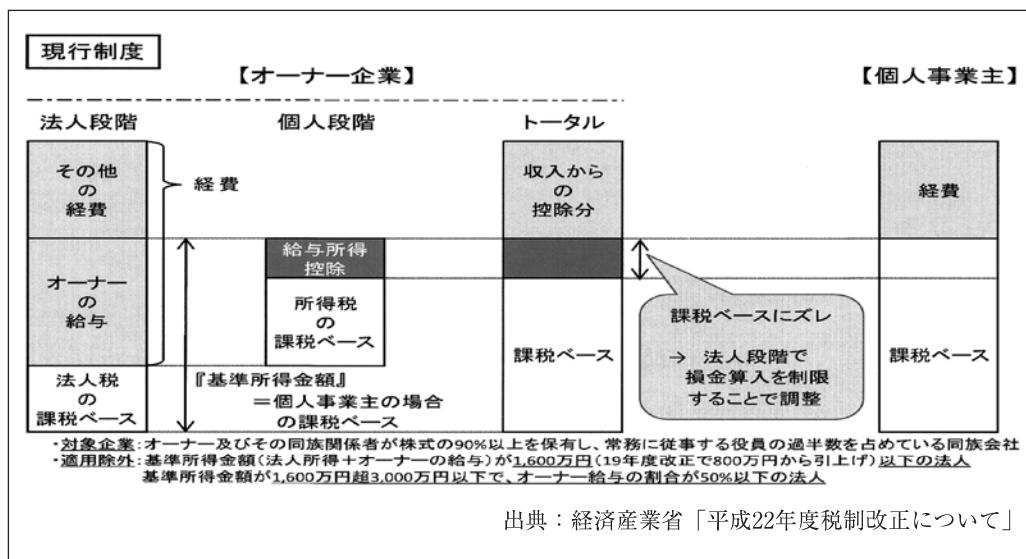
特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度について、廃止されます。

改正の趣旨

特殊支配同族会社の役員給与に係る課税のあり方については、いわゆる「二重控除」の問題を踏まえ、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度税制改正で講じるために廃止されます。

改正の内容

特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度について、平成22年4月1日以後に終了する事業年度から適用しないこととされます。



適用時期

平成22年4月1日以後に終了する事業年度から適用しないこととされます。

6. 交際費等の損金不算入制度の延長

改正のポイント

交際費等の損金不算入制度の適用期限が2年間延長されるとともに、中小企業に係る損金算入の特例の適用期限が2年間延長されます。

改正の趣旨

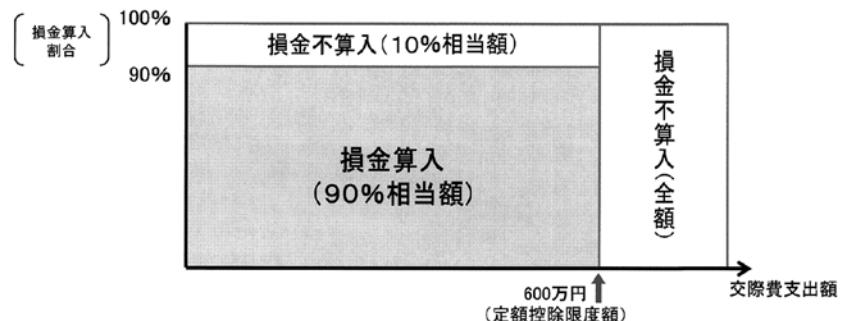
企業の資本充実の一環として冗費の抑制のため、適用期限が2年間延長されるとともに、中小企業の事業活動の円滑化を図るため、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が2年間延長されます。

改正の内容

- (1) 交際費等の損金不算入制度の適用期限が2年間延長されます。
- (2) 中小企業の交際費については、定額控除限度額（600万円）までは、その90%相当額について損金算入が認められている制度の適用期限が2年間延長されます。

制度概要

○中小企業(資本金1億円以下の法人)においては、定額控除限度額(600万円)まで、交際費支出の90%相当額について損金算入が可能。



(注1)交際費の範囲から1人あたり5,000円以下の一定の飲食費等は除外(中小企業、大企業の区別なく適用)。
(注2)資本金1億円超の法人が支出した交際費については、その全額が損金不算入。
(注3)個人事業主については、法人の場合のような交際費支出の損金算入を制限する措置は無い。

出典：経済産業省「平成22年度税制改正について」

適用時期

平成24年3月31日まで2年間延長されます。

7. 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の延長

改正のポイント

中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限が2年間延長されます。

改正の趣旨

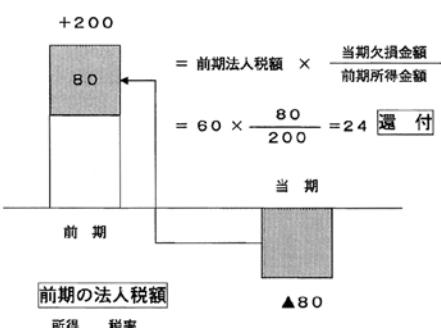
厳しい財政状況のため政策的な見地から適用期限が延長されます。

改正の内容

中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限が2年間延長されます。

○ 欠損金の繰戻しによる還付制度の概要（法人税法）

青色申告法人の欠損金については、欠損事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の繰戻し（還付）をすることができる。



中小企業者等以外の法人については、還付を不適用

(注) 中小企業者等とは、次の法人をいう。

- ・普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しないもの（保険業法に規定する相互会社等を除く。）
- ・公益法人等
- ・協同組合等
- ・人格のない社団等

(参考) 法人税欠損金繰戻し還付金額等の直近の状況

決算期	件数(件)	還付金額(億円)
平成21年2月決算	3,537	158
平成21年3月決算	11,833	1,205
平成21年4月決算	4,138	130
合計	19,508	1,493

(注) 1 平成21年4月から9月末までに還付処理を了した事績である。
2 平成21年度税制改正前から適用のあった解散等による欠損金繰戻し
還付請求を含む。
3 国税庁調べ

出典：内閣府「平成21年度税制調査会議資料」

適用時期

平成24年3月31日まで2年間延長されます。

8. 中小企業投資促進税制の適用期限の延長

改正のポイント

(法人税・所得税)

中小企業投資促進税制の適用期限が2年間延長されます。

改正の趣旨

中小企業の労働生産性の向上を図るために、高性能な設備への更新や増産のための能力拡充などの生産性向上のための設備投資が必要であり、これを税制面で支援する観点から、中小企業投資促進税制の適用期限が2年間延長されます。

改正の内容

中小企業投資促進税制は、青色申告書を提出する中小企業者等が一定の機械装置、器具備品及びソフトウェアを取得し、事業の用に供した場合には、その対象設備の取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除を選択できる制度ですが、同制度の適用期限が2年間延長されます。

制度概要		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億円以下の法人 ・農業協同組合等 ・従業員数1,000人以下の個人の事業所得者 	※青色申告者であることが必要。
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業、建設業（→法定事業） ・農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業（→政令指定事業） ・小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貨物渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業（物品販賣業及び娛樂業（映画業を除く）を除く）（→省令指定事業） 	※風営法2条5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。
対象設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置のすべて【1台・1式で160万円以上】 ・一定の器具及び備品（電子計算機、デジタル複合機）【年合計で120万円以上】 ・一定のソフトウェア【年合計で70万円以上】 ・普通貨物自動車（車両総重量3.5t以上） ・内航船舶（取得価額の75%が対象） 	※【】内の金額は最低取得価額の要件。 ※中古資産は対象外。
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価額の30%特別償却又は7%税額控除の選択適用 (税額控除については、当該事業年度の税額の20%を上限。特別償却不足額、超過税額控除額は、翌事業年度への繰越し可能。) 	※資本金3千万円超の法人は税額控除の適用対象外。
適用期限	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年6月1日から平成24年3月31日（今回改正により延長）までの期間内に、取得又は製作し、事業の用に供するもの 	

出典：経済産業省「平成22年度税制改正について」

適用時期

平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得し、事業の用に供した場合について適用されます。

9. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

改正のポイント

(法人税・所得税)

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年間延長されます。

改正の趣旨

中小企業者等の事務負担の軽減に資する観点から、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が2年間延長されます。

改正の内容

資本金1億円以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得し、事業の用に供した場合（同一事業年度中の少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額が限度となります。）には、全額の損金算入を認める制度の適用期限が2年間延長されます。



適用時期

平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得し、事業の用に供した場合について適用されます。

10. 中小企業等基盤強化税制の拡充

改正のポイント

(法人税・所得税)

中小企業等基盤強化税制を拡充し、中小企業による情報基盤強化設備等の取得に係る措置が追加されます。

改正の趣旨

中小企業の積極的な事業活動や新たな事業展開を促進するため、事業の立ち上げや拡大に向けた設備投資を支援する観点から、中小企業等基盤強化税制が拡充されます。

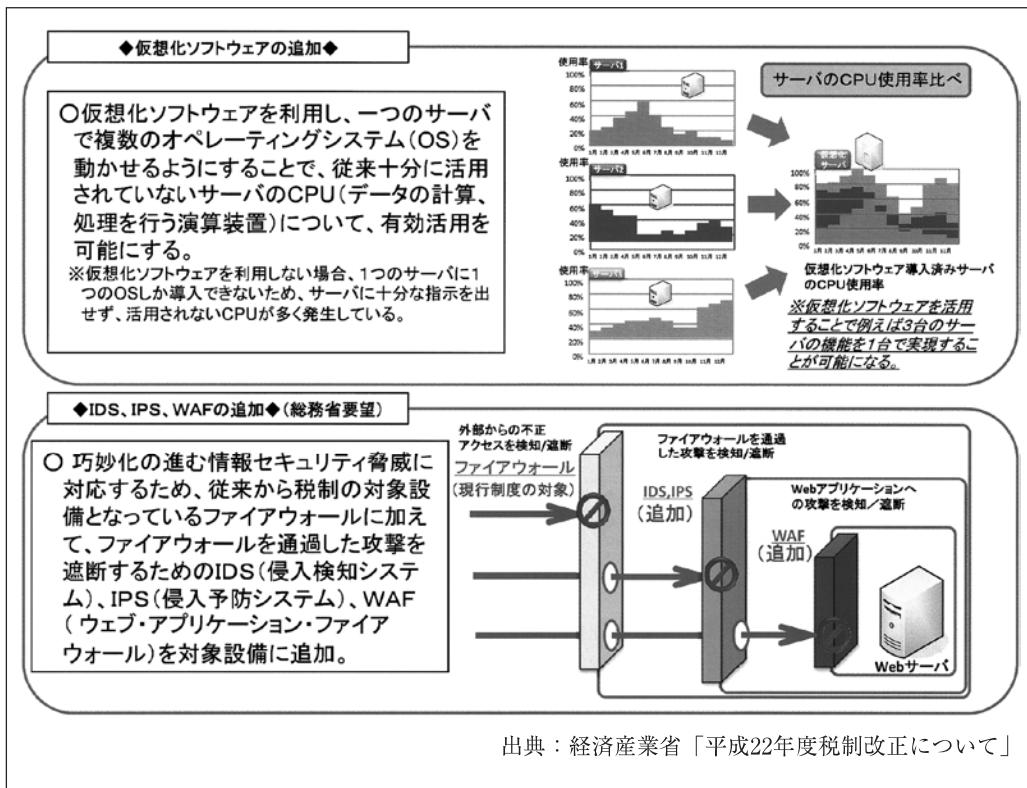
改正の内容

中小企業等基盤強化税制を拡充し、資本金の額等が1億円以下の法人による仮想化ソフトウェア等を含む情報基盤強化設備等の取得に係る措置が追加されます。

改正概要	資本金1億円以下の中小企業者(※)に対し、情報基盤強化税制で対象にしている設備について引き続き税額控除(7%)、または特別償却(30%)を措置する。 ※大規模法人(資本金1億円超)の子会社等を除く。	
<i>IT設備の中でも、セキュリティが確保された、特に企業の競争力強化に貢献するIT設備(下記の税制対象設備)に限って導入を支援(質の高い戦略的IT投資を促進)。</i>		
税制対象設備(赤字下線付きの設備をH22年度より追加)	対象企業	税制対象となる投資額
<p>(1) 基本システム</p> <p>(2) サーバ(用のオペレーティングシステム(OS、コンピュータへの入出力を行うために必要となる基本ソフトウェア、Windowsなどが代表的。)【※】</p> <p>(3) ①がインストールされたサーバ ②虚擬化ソフトウェア【※】</p> <p>(4) データベース管理ソフトウェア(DBMS:様々なソフトウェアのデータを一括して管理することで、複数ソフトウェアの統一的運用を可能とするソフトウェア)</p> <p>(5) データベース管理ソフトウェア【※】</p> <p>(6) ①～(5)と同時に取得されるファイアウォール【※】</p> <p>(7) ①～(3)と同時に取得される侵入検知システム(IDS)、侵入予防システム(IPS)、ウェブ・アプリケーション・ファイアウォール(WAF)【※】</p>	資本金1億円以下	年間合計 70万円以上 (取得した対象設備の合算額)
<p>○資本金1億円超の大企業は適用対象外。</p> <p>○資本金1億円以下3,000万円以上の中小企業についても引き続き7%の税額控除の利用が可能。</p> <p>○適用期限:平成23年3月31日</p>		

【※】…ISO認証を取得しているなど一定のセキュリティ要件を備えたものに限る。

出典：経済産業省「平成22年度税制改正について」



適用時期

平成22年4月1日以後に取得されるものから適用されます。

11. 試験研究費に係る税額控除の特例の延長

改正のポイント

(法人税・所得税)

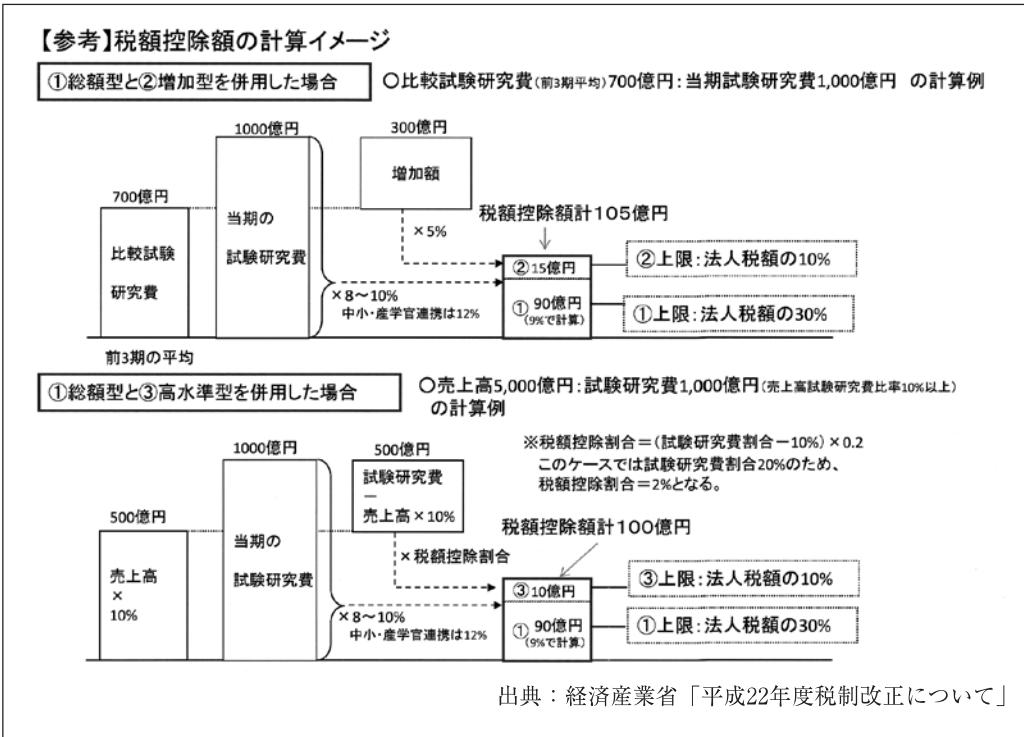
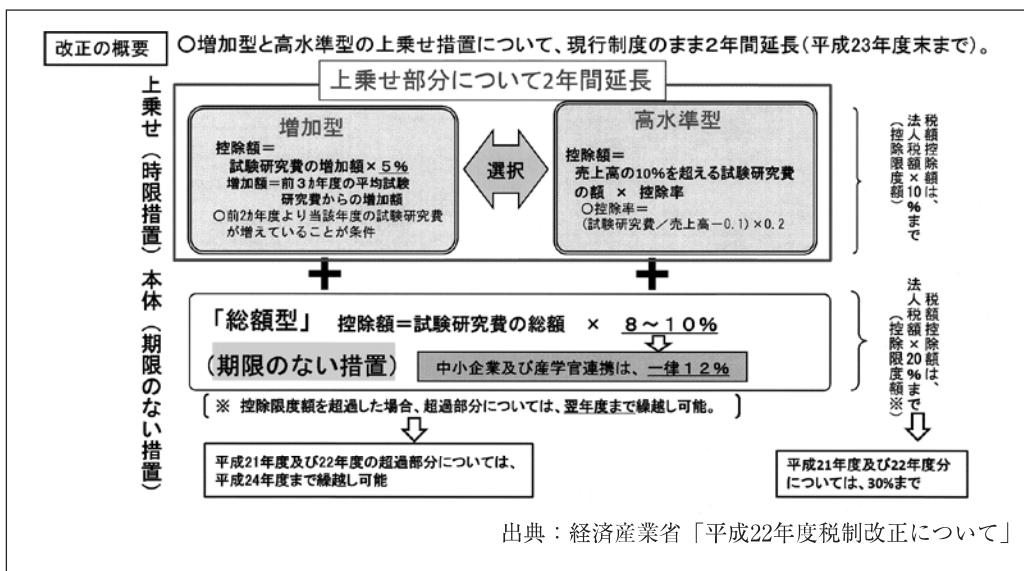
試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）を選択適用できる制度の適用期限が2年間延長されます。

改正の趣旨

イノベーションの促進により我が国の成長力・国際競争力を強化するため、積極的に研究開発投資を行う企業に対する投資インセンティブを強化するために適用期限が2年間延長されます。

改正の内容

試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）を選択適用できる制度の適用期限が2年間延長されます。



適用時期

(法人税) 平成22年4月1日から平成24年3月31日までに開始した事業年度において適用されます。

(所得税) 平成24年分までの所得税について適用されます。

(参考1) 情報基盤強化税制の廃止

情報基盤強化税制について、適用期限（平成22年3月31日）の到来をもって廃止されます（所得税についても同様とされます。）。

(参考2) 地震防災対策用資産の特別償却制度の廃止

地震防災対策用資産の特別償却制度における耐震改修工事に係る措置について、適用期限（平成22年3月31日）の到来をもって廃止されます（所得税についても同様とされます。）。

(参考3) 優良賃貸住宅の割増償却制度における中心市街地優良賃貸住宅に係る措置の廃止

優良賃貸住宅の割増償却制度における中心市街地優良賃貸住宅に係る措置について、適用期限（平成22年3月31日）の到来をもって廃止されます（所得税についても同様とされます。）。

4 国際課税税制

1. 外国子会社合算税制等の改正
2. 移転価格税制の改正
3. 振替国債等の利子等及び民間国外債等の利子等の課税の特例の改正

国
際
課
税
税
制

1. 外国子会社合算税制等の改正

改正のポイント

特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準が20%以下（現行25%以下）に引き下げられ、また、外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合要件が10%以上（現行5%以上）に引き上げられます。

改正の趣旨

国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応する一方、租税回避行為を一層的確に防止する観点から、内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（いわゆる外国子会社合算税制）等について見直されます。

改正の内容

特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）が20%以下（現行25%以下）に引き下げられ、また、外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合要件が10%以上（現行5%以上）に引き上げられます。

◇タックスヘイブン税制の概要(現行)	◇改正内容
【創設年度: S53年】	○各國の法人税率引き下げにより、中国(25%)、マレーシア(25%)、ベトナム(25%)、韓国(22%:H22)に進出している子会社までもが適用除外判定の対象化。 →トリガー税率の引下げを実現「25%→20%以下」
○日本企業が、軽課税国にある実体のない子会社を利用して、租税回避を行うことを防止する制度。	○適用対象を限定。 (親会社の株式保有割合要件を引き上げ「5%→10%以上」)
○外国子会社の法人税負担率が25%以下の場合、その所得に相当する金額(持分相当額)を日本の親会社の所得とみなし、日本で課税する。	○グローバル経営を効率的に行うためにアジアや欧州等の地域ごとに置かれる統括会社(地域の「ミニ本社」)が、実体あるビジネスをしているにもかかわらず、関連会社間の取引や配当収入が多いことから、課税対象になるケースあり。 ・域内投資・販売の戦略策定・管理等を行う事業持株会社 ・域内物流マネジメントを行う物流統括会社 →統括会社の実態に即した適用除外基準の見直しを実現
<p>The diagram shows a Japanese company (日本企業) with no foreign subsidiary (日本企業所得0). It establishes a subsidiary in Country B (子会社設立), which then establishes a subsidiary in Country A (A国子会社). The Japanese company receives dividends from the A country subsidiary (利子20). The A country subsidiary also receives dividends from the B country subsidiary (利子20). A bracket indicates that the B country subsidiary's 20% profit is included in the Japanese company's income (B国子会社の所得20を日本企業の所得に合算) because the tax burden is low in Country B.</p>	○適用除外基準を満たす子会社は課税されないため、株式や債券の保有等から得られる資産性所得を子会社に付け替える租税回避に対応できず。 →適用除外基準を満たす子会社でも、資産性所得は合算対象に含める(但し、付け替えのおそれの高いものに限定) ・配当・株式譲渡益は持株割合10%未満の株式からのみ ・利子は債券利子のみ ・株式・債券譲渡益は取引所・店頭で売却した場合のみ ・使用料(ライセンス料)は、日本国内で開発された工業所有権・著作権が外国子会社に付け替えられたものとして一定の場合のみ

出典：経済産業省「平成22年度税制改正について」

適用時期

特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

2. 移転価格税制の改正**改正のポイント**

移転価格課税について、独立企業間価格の算定及び検証に当たり、国外関連者との間の取引価格の交渉過程等の検討を要する場合に特に留意すべき事項等が運用において明確化されます。

改正の趣旨

国際取引を行う企業の予見可能性を確保し、事務負担に配慮しつつ、税務執行の透明化・円滑化の観点から、国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）について見直されます。

改正の内容

移転価格課税について、独立企業間価格の算定及び検証に当たり、国外関連者との間の取引価格の交渉過程等の検討を要する場合に特に留意すべき事項等が運用において明確化されます（図60頁掲載参照）。

適用時期

平成22年4月1日以後に適用されます。

3. 振替国債等の利子等及び民間国外債等の利子等の課税の特例の改正**改正のポイント**

(所得税・法人税)

- (1) 非居住者等が受け取る振替国債等の利子等の非課税措置が創設されます。
- (2) 非居住者等が受け取る民間国外債等の利子等の非課税措置について適用期限が撤廃され、恒久化されます。

改正の趣旨

企業が発行し、海外投資家（非居住者及び外国法人）が保有する社債の利子等に係る

◇移転価格税制の概要(現行)

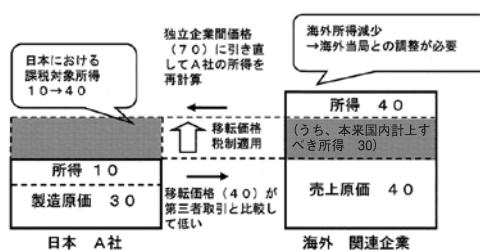
【創設年度:S61年】

○日本企業が、外国子会社との取引価格を操作して、租税回避を行うことを防止する制度。

○例えば、日本からモノを海外子会社に売る場合、売却価格を低めに設定して、(税率が高い)日本側の利益を圧縮し、(税率が低い)外国子会社側での利益を多く計上することで、日本での課税逃れを図る場合がある。

○このような場合、通常の取引価格(※)に引き直した所得に対して課税を行う制度。

※独立の第3者であればその価格で取引したであろう価格:「独立企業間価格」



◇改正内容

○移転価格税制は、独立企業間価格の算定のために膨大な労力と時間を要し、企業にとって重大な課税リスクを伴う制度。

○対等出資等の国際合弁企業について、
①出資先の相手国政府の規制・指導がある場合や
②相手国側の同意なくしては価格決定できない場合
などを念頭においた独立企業間価格の算定を適切に行う必要あり。

→課税の基礎となる価格の算定に当たり考慮すべき事項等の明確化

→あわせて、税務執行の透明化・円滑化の観点から、独立企業間価格算定に必要な文書の範囲の明確化

出典：経済産業省「平成22年度税制改正について」

課税関係を欧米主要国と同様に非課税とし、企業が効率的に海外投資家からの資金調達を活用できる環境を確保することによって、社債市場の活性化を図り、企業の資金調達の円滑化を図る観点から、非課税措置が創設されます。

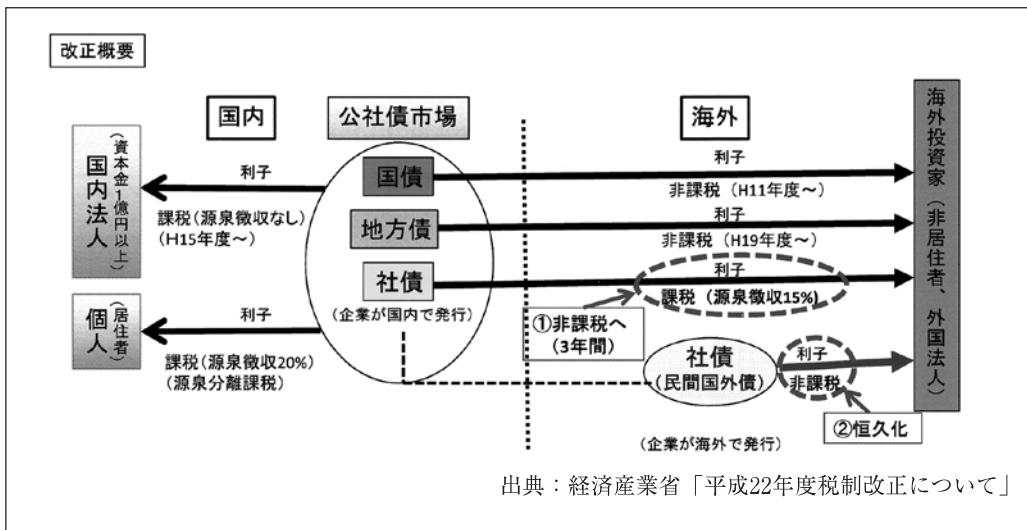
改正の内容

- (1) 非居住者等が受け取る振替国債等の利子等の非課税措置が創設されます。
- (2) 非居住者等が受け取る民間国外債等の利子等の非課税措置について適用期限が撤廃され、恒久化されます（図61頁掲載参照）。

適用時期

- (1) については、平成22年6月1日以後にその計算期間が開始する振替国債等の利子及び同日以後に発行される特定短期社債の償還差益について適用されます。
- (2) については、適用期限（平成22年3月31日）が撤廃されます。

4 国際課税税制



5 消費課税税制

1. ガソリン等に係る税の改正
2. 自動車重量税の改正
3. 自動車取得税の改正
4. 自動車税の特例措置の延長
5. たばこ税の改正
6. 消費税の仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化

消費
課
税
税
制

1. ガソリン等に係る税の改正

改正のポイント

揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止するとともに、揮発油税、地方揮発油税については、現在の税率水準を維持することとし、軽油引取税についても、現在の税率水準を維持することとされます。ただし、国民の生活を守るため、原油価格の異常な高騰が続いた場合には、ガソリン及び軽油について本則税率を上回る部分の課税を停止できるような法的措置が講じられます。

改正の趣旨

現在、原油価格や石油製品価格が安定的に推移していることや地球温暖化対策の観点から、当分の間、現在の税率水準が維持されます。

改正の内容

揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止するとともに、揮発油税、地方揮発油税については、現在の税率水準（両税計53,800円／kl。以下同じ。）を維持することとし、軽油引取税についても、現在の税率水準（32,100円／kl）を維持することとされます。ただし、国民の生活を守るため、原油価格の異常な高騰が続いた場合には、ガソリン及び軽油について本則税率を上回る部分の課税を停止できるような法的措置が講じられます。

具体的な課税の停止の措置等については、次のとおりとなります。

- ① 指標となるガソリン価格の平均が、連続3ヶ月にわたり、1ℓにつき160円を超えることとなった場合（発動基準）には、燃料課税（揮発油税・地方揮発油税・軽油引取税）の本則税率を上回る部分の課税措置が停止されます。
- ② 上記の場合において、指標となるガソリン価格の平均が、連続3ヶ月にわたり、1ℓにつき130円を下回ることとなった場合（解除基準）には、元の税率水準に復元されます（図65頁掲載参照）。

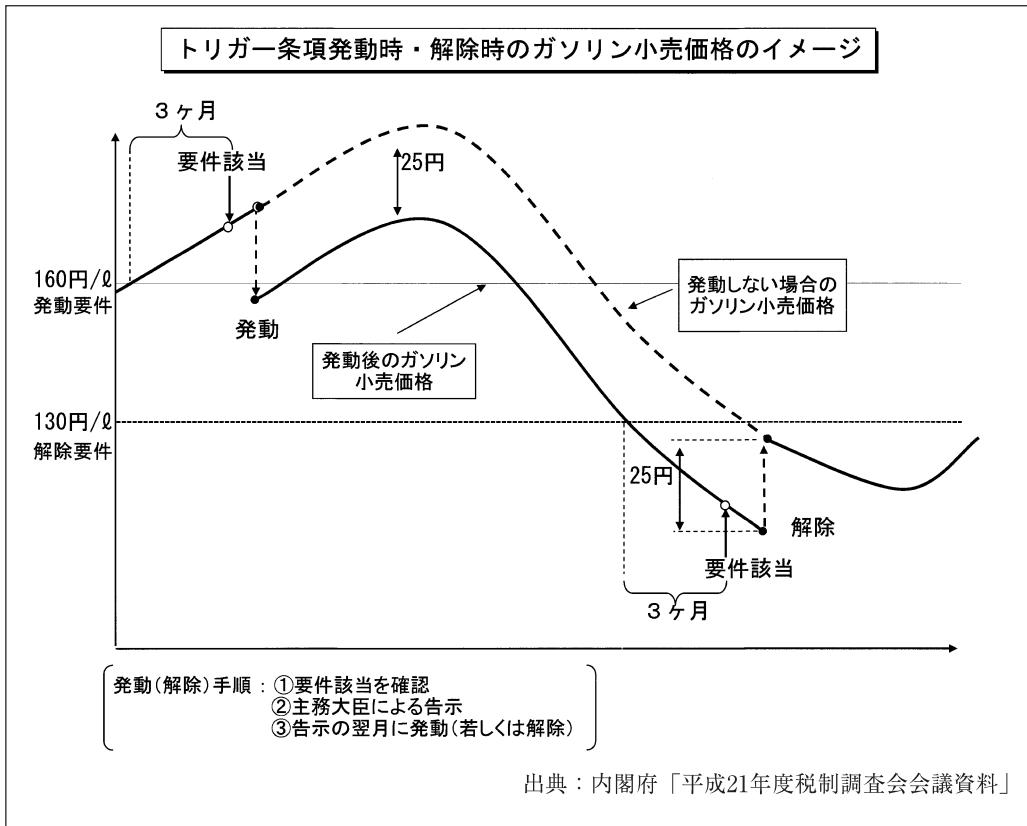
適用時期

平成22年4月1日以後に適用されます。

2. 自動車重量税の改正

改正のポイント

自動車重量税に係る現行の10年間の暫定税率を廃止するとともに、当分の間、自動



車重量税は本則税率が適用されます。

改正の趣旨

地球温暖化対策の観点から、電気自動車、ハイブリッド車については当分の間、本則税率（又は免税措置及び軽減措置）が適用されます。

改正の内容

- (1) 自動車重量税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止されます。
- (2) 当分の間の措置として、自動車重量税について、次の見直しが行われます。
 - ① 次に掲げる自動車については本則税率が適用されます。ただし、平成24年4月30日までの間は、下記（3）の措置により免税となっています。
 - イ 電気自動車
 - ロ 車両総重量が3.5t以下の天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの
 - ハ 車両総重量が3.5tを超える天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

ニ プラグインハイブリッド自動車

ホ ハイブリッド自動車（車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックを除きます。）で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものであって、平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いもの

ヘ ハイブリッド自動車（車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックに限ります。）で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの

ト 平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車に限ります。）

② 上記①に掲げる自動車及び下記③に掲げる検査自動車以外の自動車の税率は下表に掲げる税率とされます。

(単位：円)

車種		車検期間		自家用	営業用
検査自動車	乗用自動車	3年	車両重量0.5tごと	15,000	—
		2年	ク	10,000	—
		1年	ク	5,000	2,700
	バス	1年	車両総重量1tごと	5,000	2,700
	トラック	車両総重量 2.5t超	2年	ク	10,000
			1年	ク	5,000
		車両総重量 2.5t以下	2年	ク	7,600
			1年	ク	3,800
	特種車	2年	ク	10,000	5,400
		1年	ク	5,000	2,700
		3年	定額	6,600	4,800
	小型二輪	2年	ク	4,400	3,200
		1年	ク	2,200	1,600
		3年	ク	11,400	—
届出軽自動車	検査対象外 軽自動車	2年	ク	7,600	5,400
		1年	ク	3,800	2,700
		二輪車	—	5,500	4,300
	その他	—	ク	11,300	8,100

5 消費課税税制

- (3) 新車新規登録から18年を経過した環境負荷の大きい検査自動車について、暫定税率廃止前の現在の税率水準を引き続き適用することにより、その他の自動車に比べ、適用される税率をより重くすることとされます。
- (3) 一定の排出ガス性能・燃費性能を備えた自動車について平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間の措置として講じられている自動車重量税の免税措置及び軽減措置が維持されます。
- また、この軽減措置の対象に、次のとおり追加されます。
- ① 車両総重量が2.5tを超える3.5t以下のディーゼル車のバス・トラック等であって平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの→税額を75%軽減
- ② 車両総重量が2.5tを超える3.5t以下のガソリン車のバス・トラック等であって平成17年排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの→税額を50%軽減
- (4) 上記(2)②の表に掲げる税率が適用となる検査自動車であって、上記(3)の軽減措置の対象となるものに係る税額については、上記(2)②の表に掲げる税率で計算される税額に軽減割合を乗じて計算した金額とされます。
- (5) 原油価格の異常高騰時の対応については、ガソリン等に係る税の措置と併せ、今後、速やかに検討されます。

改正の概要									
中量車の一部(車両総重量2.5t超~3.5t以下)について、ディーゼル・ガソリン車それぞれに対して、環境要件を定めた上で、エコカー減税、最新排ガスディーゼル車特例及び低燃費車特例の対象に追加する。									
【自動車重量税・自動車取得税の時限的減免措置(新車対象)】									
○自動車重量税・自動車取得税の時限的減免措置への追加									
<table border="1"><tr><td>75%軽減</td><td>50%軽減</td></tr><tr><td>ディーゼル車</td><td>ガソリン車</td></tr><tr><td>ボスト新長期規制対応車かつ 2015年度燃費基準達成車</td><td>排出ガス性能☆☆☆車かつ 2015年度燃費基準達成車</td></tr><tr><td colspan="2">※自動車取扱税には、ガソリン車の排出ガス4☆かつ2015年燃費基準達成車に対する75%軽減有り</td></tr></table>		75%軽減	50%軽減	ディーゼル車	ガソリン車	ボスト新長期規制対応車かつ 2015年度燃費基準達成車	排出ガス性能☆☆☆車かつ 2015年度燃費基準達成車	※自動車取扱税には、ガソリン車の排出ガス4☆かつ2015年燃費基準達成車に対する75%軽減有り	
75%軽減	50%軽減								
ディーゼル車	ガソリン車								
ボスト新長期規制対応車かつ 2015年度燃費基準達成車	排出ガス性能☆☆☆車かつ 2015年度燃費基準達成車								
※自動車取扱税には、ガソリン車の排出ガス4☆かつ2015年燃費基準達成車に対する75%軽減有り									
<現行制度> 【自動車取得税・自動車重量税の時限的減免措置】:中量車に対する措置無し									
<table border="1"><tr><td>次世代自動車</td><td>免 税</td></tr><tr><td>登録車・軽自動車</td><td>排出ガス基準 ☆☆☆☆ 75%軽減 2010年度燃費基準 +25%達成車 2010年度燃費基準 +15%達成車</td></tr><tr><td>重量車 (バス・トラック等)</td><td>2015年度重量車 燃費基準達成車 排出ガス基準☆ (NOx又はPM+10%軽減) 75%軽減 50%軽減</td></tr></table>		次世代自動車	免 税	登録車・軽自動車	排出ガス基準 ☆☆☆☆ 75%軽減 2010年度燃費基準 +25%達成車 2010年度燃費基準 +15%達成車	重量車 (バス・トラック等)	2015年度重量車 燃費基準達成車 排出ガス基準☆ (NOx又はPM+10%軽減) 75%軽減 50%軽減		
次世代自動車	免 税								
登録車・軽自動車	排出ガス基準 ☆☆☆☆ 75%軽減 2010年度燃費基準 +25%達成車 2010年度燃費基準 +15%達成車								
重量車 (バス・トラック等)	2015年度重量車 燃費基準達成車 排出ガス基準☆ (NOx又はPM+10%軽減) 75%軽減 50%軽減								
【最新排ガスディーゼル車特例及び低燃費車特例(中古車対象)】									
○最新排ガス規制ディーゼル車特例・低燃費特例への追加									
<table border="1"><tr><td>税率から1.0%軽減※</td><td>取得評価額から15万円控除</td></tr><tr><td>ディーゼル車</td><td>ガソリン車</td></tr><tr><td>ボスト新長期規制対応車かつ 2015年度燃費基準達成車</td><td>排出ガス性能☆☆☆車かつ 2015年度燃費基準達成車</td></tr><tr><td colspan="2">※適用期限については、ディーゼル車に限り、ボスト新長期規制の継続生産期間までである平成22年9月1日まで。</td></tr></table>		税率から1.0%軽減※	取得評価額から15万円控除	ディーゼル車	ガソリン車	ボスト新長期規制対応車かつ 2015年度燃費基準達成車	排出ガス性能☆☆☆車かつ 2015年度燃費基準達成車	※適用期限については、ディーゼル車に限り、ボスト新長期規制の継続生産期間までである平成22年9月1日まで。	
税率から1.0%軽減※	取得評価額から15万円控除								
ディーゼル車	ガソリン車								
ボスト新長期規制対応車かつ 2015年度燃費基準達成車	排出ガス性能☆☆☆車かつ 2015年度燃費基準達成車								
※適用期限については、ディーゼル車に限り、ボスト新長期規制の継続生産期間までである平成22年9月1日まで。									
<現行制度> 【最新排ガス規制ディーゼル車特例】:ディーゼル重量車が対象(中量車に対する措置無し)									
2015年燃費基準達成かつ平成21年排出ガス規制適合車:1.0%軽減 ※平成22年度改正で4ヶ月の延長措置									
【低燃費車特例】:ガソリン乗用車・重量車が対象(中量車に対する措置無し)									
<table border="1"><tr><td>燃費性能 排出ガス性能 燃費基準+15% (平成22年度燃費基準比 16%以上26%未満)</td><td>新☆☆☆☆車 (平成22年度燃費規制から 7.0%以上低減) 取得評価額から15万円を控除した上で課税 (5%▲7,500円 3%▲4,600円)</td></tr><tr><td>燃費基準+25% (平成22年度燃費基準比 26%以上)</td><td>取得評価額から30万円を控除した上で課税 (5%▲15,000円 3%▲9,000円)</td></tr></table>		燃費性能 排出ガス性能 燃費基準+15% (平成22年度燃費基準比 16%以上26%未満)	新☆☆☆☆車 (平成22年度燃費規制から 7.0%以上低減) 取得評価額から15万円を控除した上で課税 (5%▲7,500円 3%▲4,600円)	燃費基準+25% (平成22年度燃費基準比 26%以上)	取得評価額から30万円を控除した上で課税 (5%▲15,000円 3%▲9,000円)				
燃費性能 排出ガス性能 燃費基準+15% (平成22年度燃費基準比 16%以上26%未満)	新☆☆☆☆車 (平成22年度燃費規制から 7.0%以上低減) 取得評価額から15万円を控除した上で課税 (5%▲7,500円 3%▲4,600円)								
燃費基準+25% (平成22年度燃費基準比 26%以上)	取得評価額から30万円を控除した上で課税 (5%▲15,000円 3%▲9,000円)								
※平成22年度改正で2年間の延長措置									

出典：経済産業省「平成22年度税制改正について」

適用時期

平成22年4月1日以後に適用されます。

3. 自動車取得税の改正

改正のポイント

自動車取得税に係る現行の10年間の暫定税率を廃止するとともに、当分の間、現在の税率水準が維持されます。

改正の趣旨

地球温暖化対策の観点から、当分の間、現在の税率水準が維持されます。

改正の内容

- (1) 自動車取得税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止されます。
- (2) 自動車取得税について、次の措置が講じられます。
 - ① 当分の間、現在の税率水準（100分の3。自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率は100分の5。）を維持することとされます。
 - ② 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車（新車に限ります。）については、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間の措置として講じられている自動車取得税の非課税措置及び軽減措置については、当該自動車の普及に相当の効果があること、同措置による減収について特例交付金で補てんされていることを踏まえ、継続されます。
また、この軽減措置の対象に、次のとおり、車両総重量が2.5tを超える3.5t以下のバス・トラック等であって、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車が追加されます。
 - イ 平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすディーゼル車→税率を75%軽減
 - ロ 平成17年ガソリン車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの→税率を75%軽減
 - ハ 平成17年ガソリン車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの→税率を50%軽減
 - ③ 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車（新車以外のものに限ります。）に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を追加した上、2年間延長されます（図69頁掲載参照）。
 - イ ②ロに該当する自動車→取得価額から30万円を控除
 - ロ ②ハに該当する自動車→取得価額から15万円を控除
 - (3) 原油価格の異常高騰時の対応については、ガソリン等に係る税の措置と併せ、今後、速やかに検討されます。
 - (4) 平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車（新車以外のものに限ります。）に係る自動車取得税の税率の特例措置の適用期限が平成22年8月31日まで延

5 消費課税制

長されます。

(5) 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のバス・トラック等（新車以外のものに限ります。）であって平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものに係る自動車取得税の税率の特例措置について、次のとおり適用期限が延長されます。

イ 車両総重量が3.5tを超え12t以下のディーゼル車のバス・トラック等であって、その取得が平成22年4月1日から平成22年9月30日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の2、平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の1が軽減されます。

ロ 車両総重量が12tを超えるディーゼル車のバス・トラック等であって、その取得が平成22年4月1日から平成22年8月31日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の1が軽減されます。

(6) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のディーゼル車のバス・トラック等（新車以外のものに限ります。）であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものについて、当該自動車の取得が平成22年4月1日から平成22年8月31日までの間に行われたときは、自動車取得税の税率から100分の1が軽減される特例措置が講じられます。

適用時期

平成22年4月1日以後に適用されます。

改正の概要

燃費基準達成車かつ低排出ガス認定車を取得した場合に係る課税標準の特例措置について、2年間延長する。

燃費性能	排出ガス性能	新☆☆☆☆ (平成17年排出ガス規制から 75%以上低減)
燃費基準+15% (平成22年度燃費基準比 15%以上25%未満)		取得価額から15万円を控除した上で課税 (5%: ▲7,500円 3%: ▲4,500円)
燃費基準+25% (平成22年度燃費基準比 25%以上)		取得価額から30万円を控除した上で課税 (5%: ▲15,000円 3%: ▲9,000円)

<低燃費かつ低排出ガス認定車(各年度毎新車新規登録台数)>

平成18年度 132万台※

平成19年度 155万台※

平成20年度 107万台※※ (注)新車を含む台数

低燃費かつ低排出ガス認定車(☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車、☆☆☆☆かつ燃費基準+10%達成車(ハイブリッド自動車を除く))

※※低燃費かつ低排出ガス認定車の要件を絞り込み(☆☆☆☆かつ燃費基準+25%達成車、☆☆☆☆かつ燃費基準+15%達成車)

出典：経済産業省「平成22年度税制改正について」

4. 自動車税の特例措置の延長

改正のポイント

環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置が、軽減対象の見直しを行った上で2年間延長されます。

改正の趣旨

地球温暖化対策や大気汚染対策を推進するため、環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車は税率を重くすることにより、低公害車の更なる普及が図られることから、特例措置が延長されます。

改正の内容

自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）が、軽減対象の見直しを行った上、2年間延長されます。

（1）環境負荷の小さい自動車

平成22年度及び平成23年度に新車新規登録された平成17年ガソリン車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で、平成22年度ガソリン車燃費基準値（ディーゼル車にあっては平成17年度ディーゼル車燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車について、当該登録の翌年度の税率が概ね100分の50軽減されます（図71頁掲載参照）。

（2）環境負荷の大きい自動車

平成22年度及び平成23年度に以下の年限を超えている自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗用用バス及び被けん引車を除きます。）について、その翌年度から次の特例措置が講じられます。

- ① ディーゼル車で新車新規登録から11年を経過したものについて、税率が概ね100分の10重課されます。
- ② ガソリン車又はLPG車で新車新規登録から13年を経過したものについて、税率が概ね100分の10重課されます。

適用時期

平成22年度以後の年度分に適用されます。

5 消費課税税制

改正の概要																
環境要件を見直しつつ(2010年度燃費基準+25%以上を達成していない自動車を対象から除外)、 プラグインハイブリッド自動車を対象に追加した上で2年間延長する。																
【現行制度】平成20、21年度	【次期制度】平成22、23年度															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>排出ガス性能 燃費性能</th><th>新★★☆☆ (平成17年排出ガス規制から75%以上低減)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2010年度燃費基準+15%以上達成</td><td>25%軽課</td></tr> <tr> <td>2010年度燃費基準+25%以上達成</td><td>50%軽課</td></tr> <tr> <td>電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車(4☆)</td><td>50%軽課</td></tr> </tbody> </table>	排出ガス性能 燃費性能	新★★☆☆ (平成17年排出ガス規制から75%以上低減)	2010年度燃費基準+15%以上達成	25%軽課	2010年度燃費基準+25%以上達成	50%軽課	電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車(4☆)	50%軽課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>排出ガス性能 燃費性能</th><th>新★★☆☆ (平成17年排出ガス規制から75%以上低減)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2010年度燃費基準+25%以上達成</td><td>50%軽課</td></tr> <tr> <td>電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車(4☆)、 プラグインハイブリッド自動車</td><td>50%軽課</td></tr> </tbody> </table>	排出ガス性能 燃費性能	新★★☆☆ (平成17年排出ガス規制から75%以上低減)	2010年度燃費基準+25%以上達成	50%軽課	電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車(4☆)、 プラグインハイブリッド自動車	50%軽課	
排出ガス性能 燃費性能	新★★☆☆ (平成17年排出ガス規制から75%以上低減)															
2010年度燃費基準+15%以上達成	25%軽課															
2010年度燃費基準+25%以上達成	50%軽課															
電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車(4☆)	50%軽課															
排出ガス性能 燃費性能	新★★☆☆ (平成17年排出ガス規制から75%以上低減)															
2010年度燃費基準+25%以上達成	50%軽課															
電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車(4☆)、 プラグインハイブリッド自動車	50%軽課															
<p><重課> 11年超のディーゼル車、13年超のガソリン車・LPG車に対して、10%重課 ※新車登録から11年、13年を経過した翌年度から重課</p>	<p>【(プラグイン・ハイブリッド自動車】</p> 															
【各年度毎の特例対象台数】	:各年度毎の特例対象															
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>2010年度燃費基準+25%以上達成かつ★★★★★</th><th>2010年度燃費基準+15%以上達成かつ★★★★★</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20登録実績</td><td>551,330</td><td>621,844</td></tr> <tr> <td>H21登録見込</td><td>1,153,556</td><td>617,614</td></tr> <tr> <td>H22登録見込</td><td>1,186,258</td><td></td></tr> <tr> <td>H23登録見込</td><td>1,315,609</td><td></td></tr> </tbody> </table>		2010年度燃費基準+25%以上達成かつ★★★★★	2010年度燃費基準+15%以上達成かつ★★★★★	H20登録実績	551,330	621,844	H21登録見込	1,153,556	617,614	H22登録見込	1,186,258		H23登録見込	1,315,609		
	2010年度燃費基準+25%以上達成かつ★★★★★	2010年度燃費基準+15%以上達成かつ★★★★★														
H20登録実績	551,330	621,844														
H21登録見込	1,153,556	617,614														
H22登録見込	1,186,258															
H23登録見込	1,315,609															
出典：経済産業省「平成22年度税制改正について」																

5. たばこ税の改正

改正のポイント

たばこ税の税率が引き上げられます。

改正の趣旨

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、引き上げられます。

改正の内容

(1) 旧3級品以外の製造たばこ

		現 行	改 正 後
国のたばこ税	1,000本につき	3,552円	5,302円
地方のたばこ税 (道府県たばこ税) (市町村たばこ税)	1,000本につき (1,000本につき) (1,000本につき)	4,372円 (1,074円) (3,298円)	6,122円 (1,504円) (4,618円)
合 計	1,000本につき	7,924円	11,424円

(2) 旧3級品の製造たばこ

		現 行	改 正 後
国 のたばこ税	1,000本につき	1,686円	2,517円
地方 のたばこ税 (道府県たばこ税) (市町村たばこ税)	1,000本につき (1,000本につき) (1,000本につき)	2,075円 (511円) (1,564円)	2,906円 (716円) (2,190円)
合 計	1,000本につき	3,761円	5,423円

(注1) 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいいます。

(注2) 上記のほか、特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係る税率が1,000本につき11,424円(現行7,924円)に引き上げられます。

(注3) 上記(1)については、過去の実績からすれば、1本につき5円程度の価格上昇が見込まれます。

適用時期

平成22年10月1日以後に適用されます。

6. 消費税の仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化

改正のポイント

調整対象固定資産を取得した場合には、その取得があった課税期間を含む3年間は、引き続き事業者免税点制度が適用されないこととされます。

改正の趣旨

消費税の課税の適正化の観点から、調整対象固定資産の取得に係る仕入控除税額が過大であった場合に減額する調整措置の対象となるように見直されます。

改正の内容

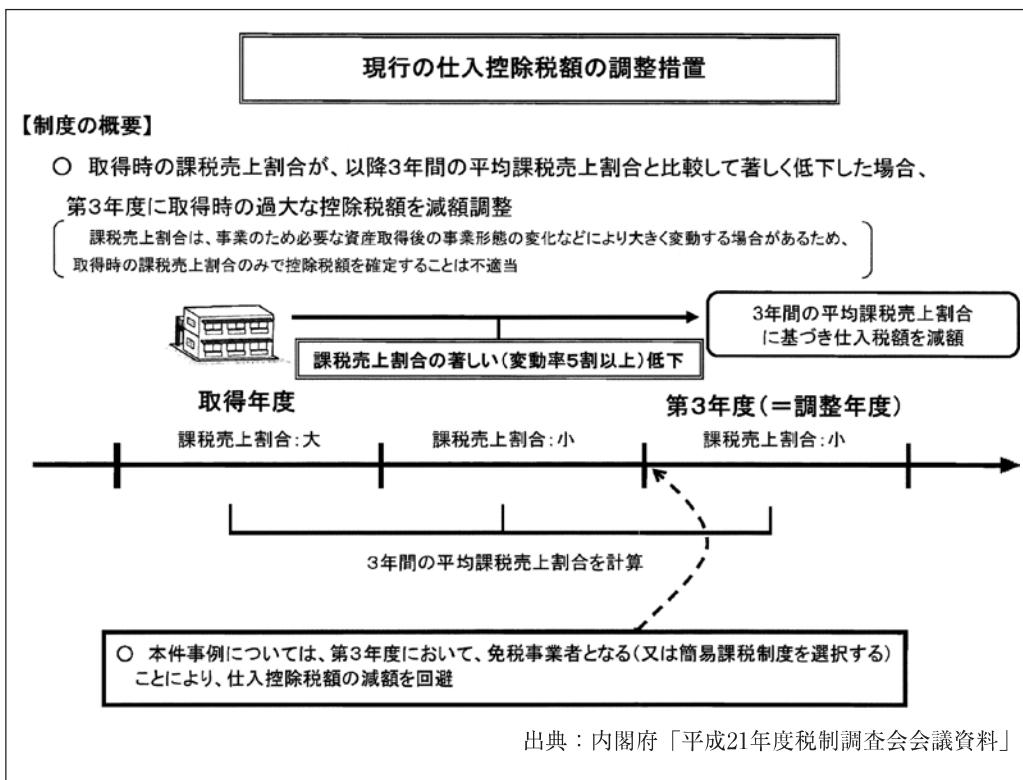
(1) 事業者免税点制度の適用の見直し

次の期間(簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除きます。)中に、調整対象固定資産を取得した場合には、当該取得があった課税期間を含む3年間は、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととされます。

- ① 課税事業者を選択することにより、事業者免税点制度の適用を受けないとした事業者の当該選択の強制適用期間(2年間)
- ② 資本金1,000万円以上の新設法人につき、事業者免税点制度を適用しないこととされる設立当初の期間(2年間)

(2) 簡易課税制度の適用の見直し

(1) により、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととされた課税期間について、簡易課税制度の適用を受けられることとされます。

**適用時期**

- (1) ①については、平成22年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者の同日以後開始する課税期間から適用されます。
- (1) ②については、平成22年4月1日以後設立された法人について適用されます。
- (2) については、平成22年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

仕入控除税額の調整措置の回避事例について（検査院意見表示事項）

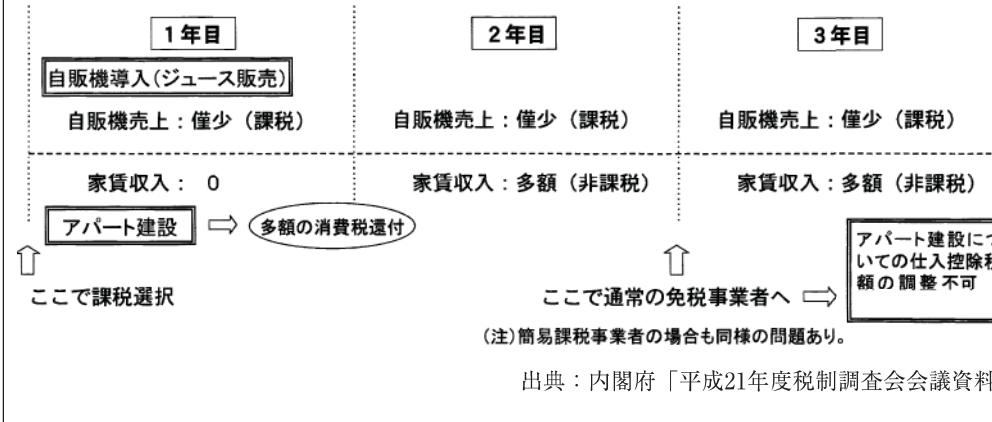
【消費税の仕組み】

○ 課 税 事 業 者 = 仕入に係る消費税額の控除（又は還付） 可能

○ 免 稅 事 業 者 = 仕入に係る消費税額の控除（又は還付） 不可

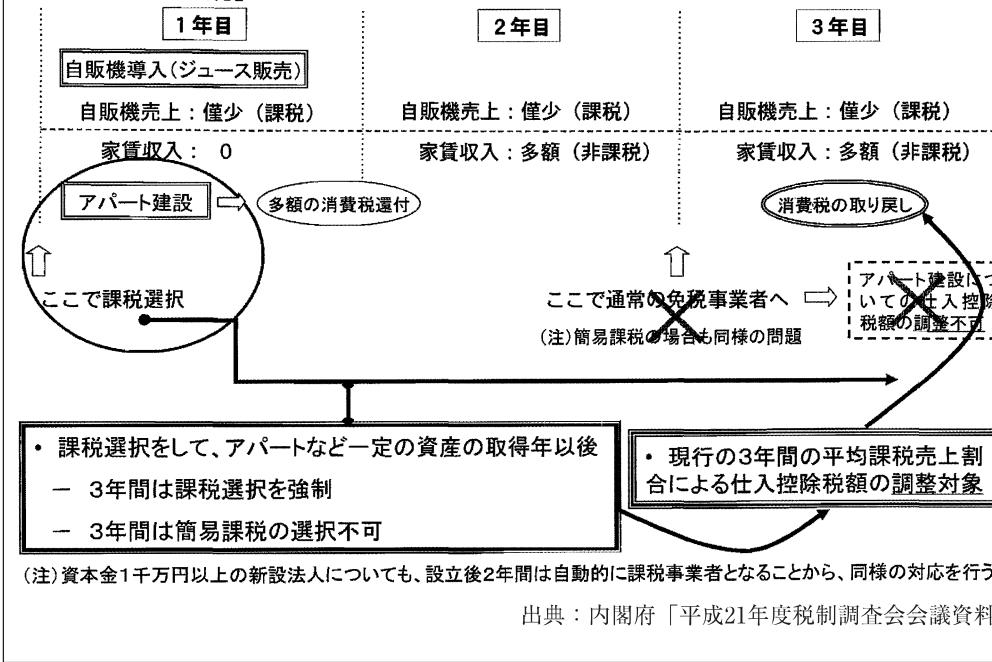
- ➡ ・ただし、予め届出を行えば、課税事業者となることが可能（課税選択）
- ・その後2年経てば、通常の免税事業者に戻ることも可能

【検査院に指摘されたケース】



仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化（検査院意見表示事項）

【指摘ケースへの対応】



6市民公益税制（寄附税制）

1. 認定N P O法人に係る措置
2. 所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げ

市民公益税制
(寄附税制)

1. 認定NPO法人に係る措置

改正のポイント

国税庁が行う特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の認定審査について、2回目以降の認定は、原則として、書面審査により行うこととし、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととされます。

改正の趣旨

納税者の事務手続きの簡素化のため見直しが行われます。

改正の内容

国税庁が行うNPO法人の認定審査について、2回目以降の認定は、原則として、書面審査により行うこととし、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととされます。併せて、認定手続の簡素化等を図るため、次の見直しが行われます。

- (1) 初回の認定を受けようとするNPO法人のパブリック・サポート・テスト等の実績判定期間を2年（原則5年）とすることができる特例の適用期限が1年間延長されます。
- (2) 認定NPO法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類等について、次とおり簡素化されます。
 - ① 寄附者名簿について、初回の認定に係る申請書の添付書類であることが明確化されるとともに、各事業年度の報告書類から除外し、5年間保存することが義務付けられます。これに伴い、上記の保存義務違反が認定の取消事由に追加されます。
 - ② 事業報告書等の所轄庁から入手することができる書類を申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類から除外し、国税庁長官が所轄庁からこれらの書類又はその写しの提出を受けることとされます。これに伴い、NPO法人が特定非営利活動促進法の規定により所轄庁に対し事業報告書等の提出をしていることが認定要件に追加されます。
 - ③ 「報酬又は給与を得た役員又は従業員の氏名及びその金額に関する事項」が閲覧事項及び各事業年度の報告事項から除外されます。
 - ④ 「社員の親族割合又は特定法人等割合に関する事項」が閲覧事項及び各事業年度の報告事項から除外されます。
 - ⑤ 「財産の運用及び事業運営の状況等」の書類について、2回目以降の認定申請の際には、既に各事業年度の報告書類に記載した事項の記載が不要とされます。
 - ⑥ 認定要件の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考書類としてNPO法人が提出を求められる書類をより明確化する観点から、国税庁の「認定NPO法人制度の手引」等にその事例を明示するなどの施策が講じられます。

⑥市民公益税制（寄附税制）

- (3) N P O 法人の認定申請の標準処理期間（6月）が設定され、国税庁のホームページに公表されます。
- (4) 各都道府県庁所在地にある税務署にN P O 法人の認定申請の相談窓口を設けるなど事前相談体制が充実されるとともに、審査体制が強化されます。

適用時期

平成22年4月1日以後に適用されます。

2. 所得税の寄附金控除の適用下限額の引き下げ

改正のポイント

寄附金控除の適用下限額が2,000円（現行5,000円）に引き下げられます。

改正の趣旨

寄附文化の醸成に向けた寄附税制の拡充のため、適用下限額が引き下げられます。

改正の内容

寄附金控除の適用下限額が2,000円（現行5,000円）に引き下げられます。

適用時期

平成22年分以後の所得税について適用されます。

7 納税環境整備・その他の改正

1. 租税に関する罰則の改正
2. 調書制度の改正
3. 国民健康保険税の改正

1 租税に関する罰則の改正

改正のポイント

租税に関する罰則が強化されます。

改正の趣旨

課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、租税に関する罰則が強化されます。

改正の内容

(1) 脱税犯に係る法定刑の引上げ等

① 脱税犯に係る法定刑の引上げ

イ 直接税及び間接税等の脱税犯に係る懲役刑の上限が10年（現行5年（源泉所得税に係るものは3年））に引き上げられます。ただし、航空機燃料税及び電源開発促進税については5年（現行3年）とし、印紙税については3年（現行1年）とされます。

ロ 直接税及び間接税等の脱税犯に係る罰金刑の上限（定額部分）が、直接税及び消費税については1,000万円（現行500万円）に、間接税等（消費税、航空機燃料税及び電源開発促進税を除きます。）については100万円（現行50万円（印紙税は20万円））にそれぞれ引き上げられます。ただし、源泉所得税不納付犯に係るものは200万円（現行100万円）とし、源泉所得税不納付犯を除く源泉所得税の脱税犯に係るものは100万円（現行50万円）とされます。

② 所得税の脱税犯の対象に、非居住者の給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告に係るものが追加されます。

③ 滞納処分免脱犯に係る罰金刑の上限が、納税者又はその財産を占有する第三者については250万円（現行50万円）に、これらの者の相手方については150万円（現行30万円）にそれぞれ引き上げられます。

④ 所得税（源泉所得税に係るもの）、航空機燃料税及び電源開発促進税の納税者の代理人等（行為者）が、納税者の業務等に関して脱税に係る違反行為をした場合における納税者の業務主（法人又は業務主たる個人）としての罪の公訴時効期間は、代理人等（行為者）に係る罪の公訴時効期間によるものとされます。

(2) 秩序犯に係る法定刑の引上げ等

① 秩序犯に係る法定刑の引上げ

イ 間接税等の申告書不提出犯、検査忌避犯、虚偽帳簿書類提示犯、記帳義務違反犯、免税物品の不正譲受渡犯及び免税用途外消費等の秩序犯（印紙税法25条2号、26条に規定するものを除きます。）並びに国税徴収法に規定する検査忌避等の秩序犯に係る罰則について、直接税と同様に、1年以下の懲役刑が設けら

れます（現行は罰金刑のみ）。

ロ 直接税及び間接税等の秩序犯並びに国税通則法、国税徵収法、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、清酒製造業等の安定に関する特別措置法及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に規定する検査忌避等の秩序犯に係る罰則について、罰金刑の上限が50万円に引き上げられます。ただし、印紙税法（25条2号、26条）、国税通則法（126条）及び租税特別措置法（66条の4 第12項、68条の88第11項）に規定するものは30万円とされます。

ハ 納税貯蓄組合法（14条）及び清酒製造業等の安定に関する特別措置法（19条）に規定する過料の上限が10万円に引き上げられます。

② 申告書不提出犯の対象に、相続税法及び租税特別措置法に規定する義務的修正申告書及び義務的期限後申告書を提出しない場合が追加されます。

③ 間接税等に設けられている科料規定が廃止されます。

（注）「直接税」とは、所得税、法人税、相続税、贈与税及び地価税をいい、「間接税等」とは、消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税をいいます。

適用時期

平成22年6月1日以後にした違反行為について適用されます。

2. 調書制度の改正

改正のポイント

- （1）先物取引に関する支払調書制度等の対象となる取引が拡充されます。
- （2）信託の受託者等がその信託の受益者等に対して交付するオープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書及び配当等とみなす金額に関する支払通知書の交付期限が延長されます。

改正の趣旨

課税の適正化等を図る観点から拡充されます。

改正の内容

- （1）先物取引に関する支払調書制度等の対象となる取引に、次に掲げる取引が追加されます。
 - ① 商品先物取引法の次に掲げる取引
 - イ 先物取引のうち商品スワップ取引等（同法第2条第3項第5号から第7号ま

- でに掲げる取引)
- ロ 店頭商品デリバティブ取引
 - ハ 外国商品市場取引
- (2) 金融商品取引法の次に掲げる取引
- イ 市場デリバティブ取引のうちスワップ取引等（同法第2条第21項第4号から第6号までに掲げる取引）
 - ロ 外国市場デリバティブ取引
- (2) 信託の受託者等がその信託の受益者等に対して交付するオープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書及び配当等とみなす金額に関する支払通知書の交付期限が、その配当等の支払の確定した日から45日（現行1ヶ月以内）とされます。

適用時期

- (1) ①については、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第74号）の施行の日以後に行われる差金等決済について適用されます。
- (1) ②については、平成23年1月1日以後に行われる差金等決済について適用されます。
- (2) については、支払の確定した日が平成22年4月1日以後である収益の分配又は配当等とみなされるものについて適用されます。

3. 国民健康保険税の改正

改正のポイント

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額が50万円（現行47万円）、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が13万円（現行12万円）に引き上げられます。

改正の趣旨

社会保障制度の安定のため引き上げられます。

改正の内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額が50万円（現行47万円）、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が13万円（現行12万円）に引き上げられます。
- (2) 国民健康保険税の減額について、市町村の判断により減額割合を選択できることとされます。
- (3) 国民健康保険税について、国民健康保険の被保険者が、非自発的な理由により離職した一定の者である場合において、在職中の保険料負担と比較して過重となならな

■納税環境整備・その他の改正

いよう、所要の措置が講じられます。

(注) 上記の「非自発的な理由により離職した一定の者」とは、雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者及び雇用保険法第13条第3項に規定する特定理由離職者とされます。

適用時期

平成22年度以後の年度分に適用されます。